

令和8年3月24日 一般会計予算決算委員会

開会 午前 8時56分

○議会事務局長（落合和之君） 互礼をもって始めたいと思いますので、ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

〔起立・礼〕

○議会事務局長（落合和之君） ご着席ください。

それでは、初めに委員長からご挨拶をお願いいたします。

○委員長（西下敦基君） 改めまして、おはようございます。審査から大分日がたってしまいましたが、その分時間があつたのでちゃんと議事録を見ていただいたと思いますので、よろしくをお願いいたします。

思ったんですけど、決算ですと提言書を出すんですけど、予算で提言は出さないの、今回、人事で結構変わっていますので、変わった課長はまたこの議事録をちゃんと見ていただいて、来年度に備えていただければなと思いました。

挨拶は以上です。

○議会事務局長（落合和之君） ありがとうございました。

それでは、これより先の進行につきましては委員長をお願いいたします。

○委員長（西下敦基君） ただいまの出席委員数は17人です。菊川市議会委員会条例第16条の規定による定足数に達しておりますので、一般会計予算決算委員会を開会いたします。

それでは、審査事項に入ります。

3月3日に本委員会に審査を付託されました議案第19号 令和8年度菊川市一般会計予算を議題とします。

この議案は、3月9日から3月11日にかけて各分科会で審査いただきました。本日は、それぞれの分科会長から審査内容の報告及び質疑を行い、自由討議、採決により委員会としての結論を出したいと思います。

なお、質疑については、自身が所属しない分科会への質問に限りお願いします。また、分科会内での審議内容については、会議録で確認をお願いしておりますので、質問しないこととなっています。議事進行へのご協力をお願いいたします。

それでは、議案第19号 令和8年度菊川市一般会計予算を審査します。

初めに、総務建設分科会の報告を行います。

坪井分科会長から審査内容をご報告ください。

○総務建設分科会長（坪井仲治君） 11番 坪井でございます。報告させていただきます。

一般会計予算決算委員会、総務建設分科会報告。

3月3日の本会議において、一般会計予算決算委員会に付託された議案第19号 令和8年度菊川市一般会計予算のうち、本分科会の所管事項について、3月9日、10日、11日に行った審査内容を報告する。令和8年3月24日、菊川市議会一般会計予算決算委員会、総務建設分科会長、坪井仲治。

総務部市長公室。主たる質疑。

「広報広聴費について、デジタルサイネージの運用について更新頻度や掲載ルールは。また、媒体別の令和8年度のK P Iはどのように設定しているか」との問いに、菊川駅南北自由通路に設置するデジタルサイネージは、市長公室が運用管理を行い、現時点では庁内の各部署からの掲載依頼に基づく市政情報を中心に、5枠程度を月1回更新して放映する運用を想定している。また、令和8年度のK P Iについては、市から各報道機関へ情報発信を行った結果としての年間のテレビの放映件数及び新聞の掲載件数を設定する予定である。また、まちの魅力を市民や市外の人に発信する指標としては、市民等の身近な媒体である市公式のS N S等のフォロワー数を設定する予定である。なお、このK P Iについては、第3次総合計画の施策指標として設定するものであるとの答弁であった。

「菊川市魅力発信事業費について、K—M I X企業事業負担金で拠出する具体的内容は」との問いに、令和7年9月15日にK—M I Xの人気番組「モーニングラジラ」の出張公開生放送企画「お出かけラジラ i n 菊川」が庁舎東館プラザきくる2階の多目的エリアで開催された。これは菊川市を盛り上げることを目的に、K—M I Xをはじめ多くのスポンサー企業の協力により開催された。前回は、年度当初にK—M I Xから提案をいただいたが、令和7年度予算での対応は難しく、本市が費用負担をすることはなかったが、K—M I Xから令和8年度も同じように開催したいという提案をいただいたため、FMラジオ放送による本市の魅力発信事業の一環として予算を計上した。ただし、今回計上した予算額では、出張公開生放送に係る経費の一部しか賄えないため、具体的な番組等については現時点では未定である。また、前回と同様にスポンサー企業にもご協力をいただくことになると想定しているとの答弁だった。

「移住・定住・交流推進事業費について、空き家バンク利用促進補助金の詳細と空き家バ

ンクへの登録の推進策は」との問いに、令和8年度に創設する空き家バンク利用促進補助金は、空き家バンクの登録物件を対象としたもので、生活に必要な居住部分、台所や浴室、トイレ、内装、屋根、外壁等のリフォームを行う場合、その経費の一部を補助するものである。原則、市外からの移住者が対象となるが、18歳未満の子どもがいる子育て世帯は、市内の移動でも対象としている。補助額は、対象経費2分の1以内の上限50万円、また子育て世帯は対象経費2分の1以内の上限100万円とする予定である。令和8年度予算としては、単身または夫婦等での利用2件分と、子育て世帯の利用1件分を計上している。また、本補助金については、県が指定する「しずおか移住応援団」を担う不動産業者等とも意見交換をする中で、不動産業者も空き家バンクに登録するメリットが十分でないといった意見をいただいているため、他市町の取組も参考にすることで、新たに創設したものである。空き家バンク利用促進補助金のメリットを売りにして、空き家バンクへの登録の周知も積極的に進めていきたいと考えているとの答弁であった。

自由討議。

デジタルサイネージの個別の収益は別にして、LINE、SNS、ホームページ、それから自由通路のデジタルサイネージまで、各媒体の役割分担を考えて効率的に菊川をアピールしてほしい。

初回のK-MIXの費用負担はスポンサーからお金が集まったということであるが、来年度も積極的にスポンサーを募って魅力ある番組にできたらよいと思う。

新築の価格が上昇して、中古住宅の引き合いが増えており、空き家バンク利用促進補助金は、今の経済状況を見ると有効であると思うので、その辺りを考えてPRしていけば需要が拡大していくと思う。

県外から農業をやりたい、家庭菜園をやりたいという相談があり、庭付きの古民家や農地付きの古民家について聞かれるので、農林課とセットでPRしていくのもよいと思う。

総務課。主たる質疑。

「職員研究費について、接遇研修の成果をどのように評価しているか。（業務改善、ミス削減、住民対応品質など）」との問いに、接遇研修については、株式会社たこまんの協力をいただいて、接遇トレーナーの育成のため、たこまんの店舗での現場実習などを実施している。研修の成果を数値で表すことはできないが、研修の復命では、「周囲への気配りや視野を広くすることの大切さを学んだ」、「お客様第一の気持ちを忘れずに業務に取り組みたい」といった感想が見られ、職員の接遇力については確実に向上していると感じている。業

務改善やミス削減が成果に表れているかどうかというところは、つながりが目に見えるものではないため、正確な答えが分からないが、接遇研修については、市民サービス向上の意識につながっているものと考えており、業務改善提案の市民サービスの向上の分野の提案が毎年20%から30%程度提出されているため、そういう意味では直接関連しているか分からないが、成果があるのではないかと感じている。また、ミス削減については、これも数値で表せるものではないが、接遇におけるお客様を大切にする意識というのは、事務の丁寧さなどにつながり、ミスの削減に理論上つながっているのではないかと考えているとの答弁であった。

「職員研修費について、職員のレベルアップのために研修内容の見直しは行われているか。3市の合同研修は有意義か」との問いに、職員研修の研修内容については、時代に即した効果的な内容となるように定期的に見直しを行っている。菊川市、御前崎市、牧之原市の3市で行う3市広域研修については、3年ごとに見直しを行っており、見直しの際には全職員に習得したいスキルなどについてアンケートを取り、その結果を踏まえて研修内容を検討している。また、3市の広域研修については、他市の職員と交流することで研修内容以外の情報を得ることや、人脈を広げることができ、広域で実施することにより静岡県市町村振興協会から研修費用に対する補助を受けられ、会場設営や当日の進行など、研修担当の負担が軽減されているといったメリットもある。そういった観点からも有意義なものであると考えているとの答弁であった。

「一般管理総務（総務課）について、正副安全運転管理者の職位と安全運転管理者法定講習会の内容の職員への周知方法、交通安全に関する管理体制は」との問いに、管理者の選任に関する基本的な条件は、安全運転管理者については、自動車を使用する事業所ごとに一定の台数、基本は5台以上の自動車を保有する場合に選任することになっている。この安全運転管理者は、自動車の安全運転に関して2年以上の実務経験を有する者といった要件が求められている。基本的には、部長級を安全運転管理者として選任しており、本庁舎、プラザけやき、水道事務所、中央公民館、消防本部にこの管理者を配置している。事業所に配置する自動車の台数が多い場合には、その台数に応じて、基本は20台以上の場合で20台増えるごとに1名ずつ車両所管部署の課長級の副安全運転管理者を管理者として別に選任することになっており、本庁舎及び中央公民館にこの副管理者を配置している。また、安全運転管理者法定講習会の内容の周知については、講習会で学んだ知識に基づいて、必要により公用車使用に関する運用上の取決めに反映させて、通知等の方法により安全運転に必要な対応を職員に求めている。最後に、安全運転に関する管理体制は、基本的には本制度に基づいて各施設に

配置された安全運転管理者等が、主体的に安全運転に関する取組を進めていくことになっているが、特に全庁の職員に対して周知徹底させるべき事項については、総務部長が安全運転管理者の名義をもって通知等を行っているとの答弁であった。

自由討議。

接遇研修は若い職員に抵抗感があると思っていたが、そういったことはほとんどないというアンケート結果になっているということで安心した。市民の職員の接遇に対する評判もとてもよいと思うため、今後も当研修を継続してほしい。

安全運転管理者は公用車のみの管理をしているが、通勤等に関する私有車の運行に関しても部署ごとには注意喚起はされていると思うが、配慮してほしい。

地域支援課。主たる質疑。

「防犯対策推進費について、市営駐輪場防犯カメラの保守点検が倍額になっている理由は」との問いに、市営駐輪場に設置している防犯カメラの点検は、年1回、機器システムの動作点検、設置環境の点検を実施している。保守点検費用が増額になった理由は、労務費の上昇と点検項目のライブ映像の確認について、昼のみ1回の確認から、昼1回、夜1回の計2回の確認に増やしたことによるものであるとの答弁であった。

「防犯対策推進費について、昨年度の質疑で本年度で自治会要望のLEDが全て終了する予定であったが、本年度以降の考え方は」との問いに、令和7年度予算では、令和6年度の未採択基数151基と、未申請自治会もあるのではないかとこの考え方から、地方創生臨時交付金事業を活用し、200基分の予算を計上し、自治会要望を募った。昨年度の分科会でも最終年になる可能性があることを説明する中で、自治会には丁寧な周知を行うよう要望をいただき、連合自治会総会や連合自治会定例役員会などで本事業の説明をした。令和7年度は、38自治会から282件の申請があり、1自治会8基を上限に201基の蛍光管防犯灯をLED防犯灯に付け替えた。本事業は、令和5年度の事業創設時から地方創生臨時交付金などを活用した事業として実施してきた。3年間の事業実施の結果、令和7年度末の未回収自治会数も、11自治会79基とLED防犯灯への付け替えは進んでいると判断しているが、自治会からの要望漏れの可能性も想定され、また令和7年度対応できなかった蛍光管防犯灯も残存している。当該付け替え事業は、令和8年度の地方創設臨時交付金事業の対象となることから、令和7年度の未実施分を含めた200基分の付け替え工事に関わる予算を要求している。令和8年度の事業完了後には、対応が必要な基数はさらに減少もしくは完了するものと考えているが、令和9年度以降の事業の継続を判断する場合には、国や県の支援制度の継続活用が必須条件にな

と考えているとの答弁であった。

次に、「自治活動推進費について、自治会加入率の推移と減少対策は」との問いに、本市の自治会加入率は、毎年自治会から報告される世帯数と住民基本台帳による全世帯数から算出すると、令和7年度が77.3%、令和6年度が77.4%、令和5年度が78%であった。また、日本人世帯から算出した加入率は、令和7年度が86.1%、令和6年度が86.3%、令和5年度が86.4%であり、ここ数年大きな変動はない。菊川市連合自治会では、連合自治会運営費補助金を活用し、自治会加入のご案内といったパンフレットを作成して、転入手続の際に窓口でパンフレットを配布するなど、自治会活動への理解を促すことで、加入の促進に努めており、次年度以降も継続して取り組んでいくとの答弁であった。

自由討議。

自宅の駐車場のグレーチングが盗まれて警察に届出をしたが、警察官が開口一番「防犯カメラはありますか」と聞いた。個人での防犯カメラの設置は費用がかかり、設置の制限もあるため、市として防犯カメラの設置を推進してほしい。

地区センターの屋根防水改修については、内装の劣化を早めるため、計画的に事業を進めてほしい。

自治会に入らない理由はいろいろあると思うが、ごみ捨ての問題や防災に関する共助の問題があるため、強制はできないが、加入の呼びかけを続けてほしい。

危機管理部危機管理課。主たる質疑。

「大規模地震対策総合支援事業費について、家具転倒防止金具や感震ブレーカー設置について、近年の申請状況の推移は」との問いに、家具転倒防止は令和5年度が51世帯、令和6年度が70世帯、令和7年度が44世帯となっている。次に、感震ブレーカーの実施状況は、令和5年度が28世帯、令和6年度が38世帯、令和7年度が30世帯となっている。本年度は年度途中にも新たに周知をしたり、民生委員・児童委員にも声をかけたりして、より普及するように少しずつ方法の仕方も変更しているとの答弁であった。

「防災啓発事業費について、防災講演会の内容と参加見込人数は」との問いに、令和8年度の防災講演会は5月16日に予定している。内容は、講師に災害対応NPO・MF P団体代表の松山文紀さんをお迎えし、熱海の土石流災害や清水の台風15号の断水被害、牧之原市の竜巻災害など、県内で発生した主要な風水害の被災地でのエピソードを話していただき、参加者には自分ごととして感じてもらうこと、さらに被災地支援を通じて感じた地域での共助の大切さについて理解してもらう内容を考えている。参加人数については、特に目標は定め

ていないが、250から300人程度と考えているとの答弁であった。

「防災対策総務費について、被災者生活再建システムの概要と運用開始の時期は」との問いに、このシステムの導入は、大規模災害時等において被災者に対して庁内で連携を図り、切れ目のない支援を実施することを目的としている。具体的な業務としては、建物認定調査におけるタブレット端末への図面作成、デジタルデータでの記録や管理、住民記録や固定資産税の基本データリストを活用した罹災証明発行業務、また避難行動要支援者の情報管理や個別避難計画の作成業務を実施する。本システムの運用は、令和9月頃の導入に向けて進めているとの答弁であった。

自由討議。

感震ブレイカー設置の補助対象者は65歳以上で、対象者の増加により普及率が低下傾向にあるとのことであるが、65歳になる時点でPRをもう少ししたほうがよいかと思う。民生委員・児童委員にも声かけをお願いしているとのこと、さらに普及率を上げるように頑張ってもらいたい。

防災講演会への女性の出席の比率が低いということであるが、自治会の防災関係の役員名簿に女性の名前が多く掲載されるようになってほしい。

防災指導員に関して、任期が3年で、地区においては入れ替わりを順番に上手にやっているとところもあるが、指導員ということで、地区に入って自主防災組織や自治会の防災に関する知識を指導していくので、一斉に交代するのではなく、切れ目のない役員交代を進めてほしい。

避難情報がより分かりやすくなるとのことであるが、同報無線を頼りにされている方への情報の伝え方も併せて考えていく必要があると思う。

防災強靱化室。主たる質疑。

「市役所敷地一帯防災対策強靱化事業費について、駐車場の収容台数は減るのか」との問いに、来年度に駐車場の実設計等を行い、現在130台程度の駐車可能台数が、駐車場整備が終わると160台程度になる。現在の駐車場については、1台当たりの駐車スペースを2メートルから2.5メートルに広げるため駐車台数は少なくなるが、旧町部地区センター駐車場と本庁舎周りのレンガ歩道部を一部駐車場にすることで駐車台数を確保するとの答弁だった。

自由討議。

災害対策本部棟完成後の運用については決まっていないとのことであるが、他の自治体にある同様の施設の運用例等を参考に、施設を最大限に活用できる体制と運用を考えてほしい。

庁舎駐車場の整備で図書館の西側の道路を拡張するとのことであるが、駐車場への出入りについて使いやすい方法を考えてほしい。

企画財政部企画政策課。主たる質疑。

「地域連携推進費について、ふじのくに地域・大学コンソーシアムへの参加とあるが、その目的は」との問いに、ふじのくに地域・大学コンソーシアムには、静岡大学や静岡県立大学、浜松医科大学をはじめ、多様な分野の高等教育機関が参画をしており、教育機関との新たなネットワーク形成が可能となる。各教育機関が実施する地域研究やフィールドワークの成果について情報共有を図ることができ、学生や研究者の視点による地域課題への実践的な研究は、本市にとって新たな気づきや施策立案のヒントとなるものである。例えば、令和5年度には、ゼミ・研究室等地域貢献推進事業において、静岡県立大学でレンタサイクルを設置した際の来訪者による市内周遊の促進に向けた効果検証を研究してもらい、その結果を踏まえた周遊マップを連携して作成するなど、その成果を共有し、活用することができるということで、意味があるものと考えているとの答弁であった。

「出会い・結婚サポート事業費について、結婚新生活支援補助金の利用見込みの件数の根拠は」との問いに、令和6年度の市の婚姻数を参考として、補助対象年齢区分、29歳以下と39歳以下に分かれているが、区分ごとで新婚生活世帯のうち、世帯所得500万円未満が見込まれる世帯を基に件数を算出する。具体的には、まず令和6年度の婚姻数の実績に人口動態調査から得た補助対象年齢区分ごとの全体に対する婚姻割合を乗じて、令和8年度の見込婚姻数を算出する。次に、見込婚姻数に全国家計構造調査から得た補助対象年齢区分ごとの年間収入600万円以下の世帯割合を乗じて、見込婚姻数のうち世帯所得の500万円未満が見込まれる世帯を算出する。そこに、過去の婚姻総数に対してどれぐらい申請があったかという実績割合を乗じて、補助対象年齢区分ごとの見込件数を算出しているとの答弁であった。

「諸統計調査費について、経済センサス実施体制の確保状況は」との問いに、経済センサス活動調査は、全国全ての事業所や企業を対象に、5年に1度実施される調査である。本市では、1,755事業所を対象にして、指導員が2名、調査員が20名で調査を行う。調査に当たっての必要な指導員及び調査員は既に確保ができており、調査用の実施体制も順調に準備できているとの答弁であった。

自由討議。

ふじのくに地域・大学コンソーシアムは、こちらからテーマを出して、大学側がそれを研究し、その結果をフィードバックしてもらっているが、これからも菊川市から発信できるも

のを研究してほしい。

結婚新生活支援補助金について、世帯所得が500万円という設定があるが、共稼ぎ世帯が多くなっているため、世帯所得の条件の緩和も今後必要になってくる可能性があると思う。

経済センサスをやることは重要であるが、そのフィードバックを生かすことも重要なことである。

財政課。主たる質疑。

「行政経営推進費について、職員研修ワークショップの内容は。また、その期待する効果は」との問いに、職員研修の内容は公民連携についての研修とワークショップを実施する予定である。委託料の内容は、開催費、交通費及びワークショップを行うための消耗品となっている。研修受講者は未定だが、主幹と係長級の職員を対象とする予定で、開催は1回を考えている。研修の効果としては、公民連携の研修では、自治体職員が民間企業との連携による地域課題解決を自分ごとにするため、企業とのコミュニケーション方法や成功ポイントに関する講義を実施して、職員の意識醸成と体制構築について学ぶ。ワークショップでは、所属する部署や地域が抱える課題や困り事を業者の独自のヒアリングシートを用いて、情報の整理や言語化をグループワークを通じて、より課題の解像度を上げて、民間企業に対して分かりやすく情報発信をすることを学んでいくとの答弁であった。

「庁舎管理費について、NHKの受信料の増加理由は」との問いに、財政課で管理しているテレビの受信料においては、令和7年度から8年度では衛星契約が1契約、地上契約が10契約で変更はない。変わったのは、令和7年度の補正予算で上げた公用車のテレビ付カーナビ6台分の増加分であるとの答弁であった。

「市有地管理費について、アエル第二駐車場土地鑑定評価とあるが、目的は」との問いに、令和7年度の第1回菊川市公有財産有効利用検討委員会において、市有地の有効利用を検討した。そのときに、委員会の中でアエル第二駐車場の売却の可能性を確認していくこととした。今回、土地鑑定評価を行って、売却に向けて準備を行っていく予定であるとの答弁であった。

自由討議。

カーナビのNHKの受信料の説明で、各課から調査した結果を吸い上げてという話だが、これだけ世間的に騒がれた話であるから、責任者を立てて漏れがないか全部確認するぐらいの形にしていかなければならないと思った。

アエル第二駐車場は、アエルのイベントだけではなく、商工会が何回かイベントで使って

いる。商工会と話をして了承したとのことで、売却の方向に向かっているが、使用できなくなった場合の代わりの場所も考えていく必要がある。

アエル第二駐車場の土地開発については、時間帯によって発生する交通渋滞の緩和策も含めて検討をしてほしい。

税務課。主たる質疑。

「徴収対策業務費について、差し押さえるべき財産が発見された際には、速やかに滞納処分を実施するとあるが、実績は」との問いに、滞納処分は国税徴収法に基づき預金や給与等の財産を差し押さえ、換価して充当する手続で、本市では、現年分や滞納繰越分の滞納者で、督促状を送付しても納付されなかった人に催告書を発行しているが、催告書への反応がなかった滞納者については、金融機関への預金調査や勤務先への給与調査などを行い、差押えが可能と判断した財産がある場合には、速やかに差押えを行っている。今年度は、令和8年2月末時点で、預金や給与を中心に291件の差押えを執行したとの答弁であった。

「固定資産税業務費について、住家被害認定調査システムの概要と対応職員数は」との問いに、住家被害認定調査システムの概要は、災害が発生した際に税務課が行う建物被害認定調査において使用するシステムで、危機管理課が導入する被災者生活再建支援システムの機能の一部として、税務課が導入及び運用するものである。現在は、現場で住家の被害状況を手書きで記録していて、税務課に戻ってからエクセルに入力しているという状況だが、システム導入後はタブレットを現地に持っていくことができるので、その場でデータを入力して損害割合の計算がその場でできるようになる。また、入力したデータや撮影した画像はサーバーへ転送するので、税務課における罹災証明書の発行業務がより迅速にできることが見込まれる。さらに、庁内関係者で情報を共有できるようになるので、他の課における各支援業務との連携も図られ、被災者への迅速な支援につながることを期待される。また、対応職員数については、被害認定調査は2人1組で対応する。今回導入するタブレットは10台で、2人で1台使用するので、最大20人が同時に対応できることとなる。被害の状況に応じて必要な人員を確保し、対応に当たりたいと考えているとの答弁であった。

自由討議。

差押えについて、少し残酷なことのよう受け取るが、時間が経過するほど雪だるま式に延滞金が上がっていくため、早期に差押えをした方が本人のダメージが少なくなると思う。

住宅被害認定調査システムは、実際の罹災証明の発行等が早くなるというところで、今まで縦割りだった行政がDX化で横のつながりがどんどんできるようになってきたというのは、

とてもよいことだと感じている。これはDXの利点でもあると思うので、今まで縦割りだったところを横断的に対応できるようにして、庁舎一体となって対応できるようになってもらいたい。

生活環境部水道課。主たる質疑。

「水道料金軽減事業について、事業の概要は」との問いに、本事業は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受けた生活者等に対して、水道料金基本料の減免等を実施する。対象者は、国・県・市を除く市民等で、菊川市からの受水者1万9,983件に対して、基本料金を減免する予定である。そのため水道事業会計において水道料金に損失が生じる減免する額1億5,715万3,000円を一般会計から水道事業会計へ繰り出する。また、菊川市以外からの使用者209件に対して、基本料金相当額分を市から補助金119万3,000円交付する予定である。減免または補助金の金額は、3期6か月分の水道料金基本料分となるとの答弁であった。

自由討議。

これからの水道料金はどんどん上がっていくことは間違いないと思うので、市としても公金を適切に活用してほしい。また、こういう交付金をしっかりもらえるように国へ要望をしてもらいたい。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を水道料金に充ててくれたということはすごくありがたいし、市民全員に行き渡る対策なのでよいと思った。

下水道課。主たる質疑。

「一部事務組合費（し尿処理費・東遠広域施設組合）について、増額の理由は」との問いに、前年度比で827万2,000円増となっているが、令和7年度は、令和6年度からの繰越金が多かったことにより、1億4,649万5,000円で、ここ数年で一番低く、令和8年度は1億5,476万7,000円で、ここ数年で一番高くなっている。その要因として、令和8年度からの新規採用職員2名を予定し、清掃総務費の予算を増額していることが挙げられるとの答弁であった。

「平尾下水処理場管理事業について、曝気ブロワ更新工事の概要は。また、委託料減額理由は」との問いに、曝気ブロワは、汚水処理槽の微生物に酸素を供給する設備であり、平尾下水処理場には3台設置されている。3台のうち2台を同時可動、1台休止を入替え運転し、現在まで維持管理を行ってきたが、令和4年度に作成した設備更新計画に基づき、このうち1台について更新を行うものである。

次に、委託料の減額理由は、管路点検調査委託料のうち、令和6年度から不明水対策事業

として実施していた宅内排水設備誤接続調査が令和7年度で完了することに伴い減額となり、また施設管理委託料のうち、活性炭交換業務は隔年での実施となり、令和8年度の実施はないため、これも減額の要因となっているとの答弁であった。

自由討議。

委託で作業をしていた方を職員に採用ということで、金銭的にもこちらのほうが有利になればよいと思った。

ブロワの更新を定期的に行っているが、メンテナンス方法としては予防保全となり、これはよい方法であると思うということで、渡辺副分科会長と代わります。

○総務建設副分科会長（渡辺 修君） 交代いたします。渡辺です。

建設経済部建設課。主たる質疑。

「道路維持管理費について、道路管理対象となる箇所は。また、人件費・資材高騰への対策は」との問いに、道路維持管理の対象となる箇所は、市道認定された路線及び法定外道路となっている。人件費・資機材価格の高騰への対策については、対策ではなく取組になるが、軽微なものについては可能な限り職員による直営作業で対応し、維持管理費の支出を抑えるように努めている。直営対応というのは、建設課で道路パトロールの職員2名がパトロールの中で穴などを発見した場合には、常温合材で対処しており、ほぼ毎日数箇所を埋めている状況である。応急処置が困難な場合には、業者に依頼して段階を追って、なるべく修繕費がかからないよう直営で対応するよう努めているとの答弁であった。

「街路維持管理費について、保守点検内容と前年度比増の理由は」との問いに、保守点検の業務は全部で5件あり、全て朝日線アンダーパスの業務となる。1つ目はポンプオーバーホールで設置されている3台のポンプのうち、毎年1台ずつポンプの分解整備を行っている。2つ目は、ポンプ定期点検で3台設置されているポンプのオイル交換や動作確認などを行うものである。3つ目は、冠水揭示システム定期点検で、アンダーパスの南北の入り口にそれぞれ設置されている電光揭示板の作動状態を確認する点検である。4つ目は、冠水システム更新業務で、現在使用している緊急通報システム機器対応のパソコンのOSが古いため更新するものである。5つ目は、冠水ボラード保守業務で、アンダーパスが冠水した際にドライバーに危険を知らせるための警告灯が設置されているが、その警告灯の交換が主な業務となる。増額の理由については、冠水システム更新業務を新たに実施するため、増額となったことが主な要因であるとの答弁であった。

自由討議。

交通安全に関わるセンターラインやカーブミラーについて、市内各所でセンターラインが消えていたり見えにくいカーブミラーがあるため、優先順位を決めて計画的に点検・補修作業を進めていってほしい。

簡易な道路補修を職員による直営作業で対応し、維持管理費の支出を抑えるよう努めているのは良好事例である。

朝日線アンダーパスの水位表示は、ドライバーが視認しにくいと思うため、もう少し明瞭に分かるような表示にしてほしい。

都市計画課。主たる質疑。

「駅北整備事業費について、駅北まちづくり検討業務委託料の増額の理由は」との問いに、駅北整備事業については、その事業進度、進み具合により実施する内容が変わるため、毎年年度ごとに事業費が変動する。準備組合の設立見込みが立ったため、令和8年度は組合設立に向けた伴走支援業務に加え、事業計画の基礎データとなる現地測量を行うため、必要な予算を計上した結果、増額となっているとの答弁であった。

「建築物等耐震改修促進事業費について、耐震シェルター、防災ベッドの補助金の設定は必要か。また、耐震シェルター及び防災ベッドの改善の必要性は」との問いに、経済的な理由や将来的な居住、利活用の見通しが立たないことにより、耐震補強工事に踏み切れない世帯に対し、命を守る対策として補助金の設定は必要と考えている。補助の実績は、平成28年度の防災ベッド1件のみであるが、命を守る対策の一つであるため、引き続き補助制度を継続していくとの答弁であった。

「若者世帯定住促進補助事業費について、若者世帯定住促進補助金の算定根拠は」との問いに、実際、市内に住居を建てられた方、購入された方に対する補助となっており、一概に何件申請が来るか不明なため、直近3か年の予算執行状況、平均金額、件数から、令和8年度については、一般世帯の25万円が77件程度、三世帯同居・隣接住宅40万円が11件程度、計88件と見込んでいるとの答弁であった。

自由討議。

駅北の整備事業は、当然、これから結果を出さなければいけない事業で、事業規模に応じ成果が出せるような事業の進め方をしてほしい。

耐震シェルターと防災ベッドは、大変引き合いが減っているが、レンタル等により設置件数を増やす方法を考えてほしい。

若者世帯定住促進補助事業は、建築費が高騰しているため、空き家バンク事業と併せて展

開ができないか検討してほしい。

遊具の設置に関しては、安全基準が厳しいため、遊具の選定をするのが難しいと思うが、子育て世代の意見も反映してほしい。

商工観光課。主たる質疑。

「ふるさと納税事業費について、今年度のふるさと産品返礼品創出の見込みと経費率は」との問いに、返礼品の創出については、令和8年度の新たな返礼品として小笠食肉センターにて屠畜された食肉を取り扱う事業者を開拓し、様々なバリエーションや低価格帯の食肉の返礼品を創出していきたいと考えている。また、令和8年度の経費率については、令和8年度決算時に算出される数値となるため、現時点では当初予算ベースでの率になるが、寄附額2億2,000万円に対して経費として1億773万円を計上しているため、経費率は約49%を見込んでいたとの答弁であった。

「産業推進振興費について、中小企業奨学金返還支援事業費補助金の設定根拠は」との問いに、令和8年度当初予算としては80万円を計上しており、内訳については、令和7年度採用者5名分と、令和8年度採用者5名分の計10名分である。令和7年度採用者に係る補助金の交付は現時点ゼロとなっているが、令和7年度分として見込んだ額についても、令和8年度採用者として活用できるので、市内企業の採用強化のために、引き続き市内企業に対し積極的に制度周知をしていきたいとの答弁であった。

「プレミアム商品券発行事業費について、利用者の利便性を考慮したプレミアム付商品券の無償配布及び使用先の拡大はできないか」との問いに、プレミアム付商品券については、本市ではコロナ禍以降、国などの多くの施策、支援が実施され、子育て世帯や非課税世帯などには何度も現金給付支給がされており、今回の子育て応援給付金として、高校生までの子ども1人につき2万円が支給されている。一方で、働く単身世帯を対象とした支援策は限られているため、今回は単身世帯への支援効果が行き届く形として令和4年度に実施した同事業と同様に紙の商品券を使った、いわゆるアナログ形式の商品券を販売する。実施方法については、今回、近隣各市において様々な方法で実施される予定であり、それぞれの方法の良い点や悪い点を分析したいと考えている。

また、商品券の使用先については、市内での消費を促し、同じく物価高騰で厳しい状況にある市内事業者の支援にもつなげたいため、利用できる店舗は市内に限定する計画であるとの答弁であった。

自由討議。

ふるさと納税で他市で夢咲牛ブランドを扱っている市町もあるため、ブランド名をつけて販売することを検討してもらいたい。

プレミアム付商品券は、消費者の立場からお得感があり、事業者からも日頃より売上げが伸びたという声もあるので、よい事業だと思う。

中小企業奨学金返還支援事業費補助金は、最近は奨学金を借りている方が多く、返すのに苦労をしており、中小企業は、この補助金を活用して優秀な人材を集めてほしいと思うため広くPRしてほしい。

産業支援センター。主たる質疑。

「創業・事業継承等支援事業費について、企業誘致活動の実績と今後目指すところは（誘致数等）。また、新しく委託する点群データ活用地域課題解決実証事業の具体内容は」との問いに、まずENGAWAにおける企業誘致活動の実績について、現在、県内企業の登録数は、昨年度ゼロ社から今年度は2社に増えている。また、8年度県外企業の誘致目標は2社であり、ビジネスコンテストの1次通過者などに対し、引き続き積極的にPRを行うなど企業誘致を実施していく。

また、点群データ活用地域課題解決実証事業の具体内容は、大きく3つで構成している。1つ目に、点群データを取得後、オープンデータ化を行う。2つ目に、整備オープンデータを活用して、若者を対象とした人工的につくられた仮想空間を体験するワークショップの開催や市の職員を対象とした利活用に向けた基礎研修を行う。3つ目は、ワークショップの様子やオープンデータを活用した広報の動画を制作して、事業の様子を学生やスタートアップ企業などに向けて発信するとの答弁であった。

自由討議。

点群データをどのように活用していくか、さらに広めていくかということが課題で、インフラ管理、農業、防災、空き家、観光等いろいろな面で活用できるように広めていってほしい。

農林課。主たる質疑。

「地域特産物推進事業について、地域特産物の取組状況は」との問いに、チャマメ、ソラマメ、オリーブ、イチジク、シロネギの5品目については、取り組む農業者に経営的な最終イメージを持ってもらうため、栽培スケジュール、収益性、前提条件を示した経営指標プランを令和6年度に作成し、市のホームページに公表している。

また、今年度、対象プランを令和6年度に作成し、市のホームページに公表している。ま

た、今年度対象品目に新たに栗とレモンを追加し、7品目になっている。

これは、現在進めている「ふじのくにフロンティア地域循環共生圏形成事業」や行政、JA、企業と共に立ち上げた和栗協議会などにより、生産者の確保、栽培技術の向上、販路の確保ができる見込みがあるため追加した。

市としては、産業支援センターENGAWAでのレモン説明会の実施や和栗協議会の会議への参加、JA遠州夢咲との連携によって、現在取組を進めている。その中で、今年、地域特産物を使った新メニューの開発、具体的にはレモンプリン、イチジクパンナコッタ、シロネギとレモンなどを使ったアヒージョ（名称、ネギージョ）など連携先や小菊荘で提供し、消費者にも幅広く知ってもらえるような取組を進めている。引き続き7品目を含めた新たなメニュー開発等に対して、市SNS、ホームページ、地域おこし協力隊協力の下に今後も周知していきたいとの答弁であった。

「有害鳥獣対策総務費について、捕獲頭数と被害額の推移は。また熊に対する対応と猟友会会員の減少の対策は」との問いに、菊川市鳥獣被害計画に定められている鳥獣のうち、イノシシについては、捕獲頭数が令和5年度が165頭、令和6年度が160頭、令和7年度が現時点で179頭であり、被害額は令和5年度が281万2,000円、令和6年度が850万9,000円となっている。

また、ハクビシンについては、捕獲頭数が令和5年度が1頭、令和6年度が1頭、令和7年度については、現時点で3頭であり、被害額は令和5年度が155万4,000円、令和6年度が232万3,000円という状況になっている。

また、熊の対応については、昨年12月24日から29日にかけて、菊川市と掛川市に出没した際に、対応として菊川警察署、地元猟友会、その他関係機関や市役所の各部署と連携して現場確認や巡回、市民への注意喚起を行った。

また、県から捕獲許可を取得し、猟友会5名による捕獲体制に整備を行った。

最後に、猟友会減少対策については、令和5年度から令和7年度にかけて微増の状況で、令和5年度41名、令和6年度43名、令和7年度45名である。

微増の一因としては、市が実施するわな免許の取得時の補助金や、国庫交付金を活用した猟友会の研修が上げられる。今後、高齢化や会員の減少が懸念されるため、引き続き周知を含めた新規会員の確保に努めていきたいとの答弁であった。

自由討議。

小菊荘は、料理メニューを常に工夫しており、地元の農産物とうまくコラボし、高収益産

物と地場特産品と組み合わせてPRしてもらうのもよいと思う。小菊荘に行けば、地場製品の新たな料理が食べられるといった評判になったら、農業経営と小菊荘の活性化につながると思う。

ジャンボタニシが広がってきて、棚田でもジャンボタニシが増殖しないか心配をしている。ジャンボタニシの大量発生を防ぐためにも、防除用薬剤補助を簡単に受けられるようにしてほしい。

イノシシが多過ぎて農業ができる状況ではないと言っている地区もあるが、特定猟具使用禁止区域が多く、なかなかわな以外駆除ができない。わな猟は、捕れた後の処置が大変なため、そのあたり検討をしてほしい。

茶業振興課。主たる質疑。

「茶生産経営体育成推進事業費について、後継者の推移と支援効果は」との問いに、後継者の推移については、農地台帳補完調査で、令和5年度が297名、令和6年度は298名とほぼ同数だったが、令和7年度については283件と令和6年度に比較して15名減少している厳しい状況である。

後継者や若手について支援効果については、茶農協の形態をとっていた神尾金上茶農協が、若手が経営権を持つ形で法人化する際に支援をした。

令和7年9月に設立、12月で法人登記も完了して、株式会社神尾金上として新たなスタートを切っている。また、研修では機械メーカーと連携して、農作業の省力化や効率化、安定した生産の実現に向けたお茶スマート農業研修会を開催している。さらに来期以降の茶価の予測が立てにくい状況下であることから、県外の茶商やJA、経済連を講師として令和8年度の茶の情勢研修会を開催した。

効果としては、茶農協の法人化については、JAは解散に向けた事務の支援のみになるため、法人化した場合の今後の経営計画というのは新法人が自らつくる仕組みとなっているが、そこに対して、市として新たな販路先の紹介や冬場の野菜の生産で複合経営の推進、新会社としては、こういった社員構成になるなどを助言して株式会社の設立がスムーズにされたことと考えている。

また、研修会については、乗用型摘採機や荒茶製造ライン導入に1年ほど待つという現状が新たに機械メーカーから聞き取りできたことや、令和8年度以降の情勢がどのような根拠の下に見込まれるかなどの情報が分かってきたという効果があったと思っている。そのほかとしては、若手生産者の市外でのイベントや視察費用に対する支援をしたとの答弁であった。

「茶園管理推進事業者について、てん茶、抹茶資機材等の補助金の予定数と耕作面積、1件当たりの補助金額は。また補助金額の妥当性は」との問いに、てん茶、抹茶に必要な資機材の導入について、補助件数7件を予定している。耕作面積については、生産者の規模により異なるが、既存茶園の一部をてん茶生産に取り組むことを想定しており、それぞれの経営状況によるが、40ヘクタールほど見込んでいる。

1件当たりの補助金額については、静岡県の拠点化計画を提出している工場、または、拠点化計画に参画している生産者が被覆材の購入に要する経費の2分の1以内、上限10万円となる。また、補助金の妥当性については10アール当たりの資材費が30万円から45万円ほどするため、より多くの生産者が活用できる水準として妥当かという観点で選定をしているとの答弁であった。

自由討議。

育成の推進員の強化については、若手が1件法人化したということで、茶農協が最初だけ手続をして、そこから後は法人の運営に任せるということである。市として新たな販路先の紹介や冬場の野菜の生産で複合経営の推進の助言をしていくことで、今後も厚い支援を続けてほしい。

有機栽培で、令和5年が8名、令和7年が12名で、年齢層が大体40代、50代、それ以上の方もいるということで、茶農家の後継者不足について苦勞されていたが、非常に前向きな取組であり、これからも頑張っていたきたい。

消防本部。主たる質疑。

「予防事業費について、消防広報誌が年2回から1回になった理由は」との問いに、消防広報誌「きくしょう119」の発行を年2回から1回とした経緯については、配布物の増加に伴う自治会の負担軽減を図る目的と、消防単独で発行する必要性、コスト面の双方から検討した結果、「広報きくがわ」への集約を選択し、令和8年度から消防単独での発行を年1回にするものである。年2回から1回になるが、「広報きくがわ」の特集ページへの掲載をすることによって、より市民の皆さまへ伝わる消防広報を行っていくとの答弁であった。

「緊急講習等事業費について、緊急講習受講者を増やす計画はないか」の問いに、令和7年度においては、2月末現在で普通救命講習を60回、延べ684人受講していただいております、昨年度開催51回、受講者は561名に比較して、開催が9回、受講者は123人の増となる。また、受講者を増やす計画は、消防としてはバイスタンダー、その場に居合わせた人が救命措置を行うことで、救命率が上がることは明らかであることから、受講を増やすよう積極的な広報

を行うことと併せ、受講しやすい場をつくること、また、今までと異なる視点での講習を開催することで、受講者を増やす取組を進めている。

具体的には、消防署で定期的に行っている普通救命講習会以外にも、多くの皆さんに参加していただけるよう、出前行政講座のメニューとして受講を呼びかけるほか、茶こちゃんメールや市の公式LINEなどSNSによる受講者の募集や受講歴のある企業への個別の案内などを行っている。また、講習会の開催方法や講習内容についても、講習希望者のニーズに合わせることで、受講者増が見込めることから、最近では座学を自宅で受講できるeラーニングを用いた講習会も、令和7年度からは小学校高学年の児童と保護者、3歳未満の子どもを持つママパパ講習も開催しているとの答弁であった。

「貯水槽整備事業費について、耐震性防火水槽への次年度の更新計画は」との問いに、令和15年までの更新計画として工事が可能な箇所については、既に現地調査を実施しており、老朽化した防火水槽の更新または新設を毎年1基ずつ実施する計画案を作成してある。

令和8年度については、半済地内五丁目上に設置する防火水槽耐震化工事を実施する。令和9年度以降の整備箇所については、災害時における住民の皆さまの生命、身体及び財産の保護を最優先に考え、必要性や緊急性の高い箇所を中心に、現在、課内において協議、調整を進めているとの答弁であった。

自由討議。

消防広報誌の発行が年2回から1回ということで、これは市の配布物を減らす目的とのものであるが、やはり消防というのは緊急時にも重要な組織のため、年1回の発行は必ず続けてほしい。

救命救急講習の受講者を増やす取組をしっかりと行っているが、さらに多くの市民の皆さまに受講していただくことと、1回の受講ではなく繰り返し受講していただけるようにしてほしい。

耐震性防火水槽への更新は、大規模地震災害発生時の消防水利の確保のために、しっかりと計画的に進めてほしい。

会計課。主たる質疑。

「会計管理について、LTAX及びLーQR対応により窓口収納業務は、どの程度削減される見込みか。また、公会計システム公金収納対応オプション導入支援業務委託料の概要は」との問いに、まず、令和5年より市税（市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税等）の市税において、地方税統一QRコードを用いた電子納付を導入しているが、令

和5年3月に国から発出された地方公共団体への公金納付デジタル化に向けた取組の実施方針にて、税外収入のうち一部についても令和8年度9月から当該コードを導入するよう求められており、現在その対応を進めている。

L T A X及びLーQ R対応による窓口収納業務の削減見込みについては、現在、各指定金融機関等から収入日計として届く導入済通知書を項目ごとに年度仕分けや件数の確認。合計金額の検算を職員の手で行っているが、Q Rコードを用いて電子納付された場合は取りまとめ団体である地方税共同機構から納付結果がデータで当市に届くことにより、その分の仕分け処理がなくなる上、件数や金額等の正確性が高まり、消し込み作業についてもデータ取り込みで行うことで時間的負担の削減が見込まれている。

また、現在、納入通知書で金融機関窓口で納付されているものに対して、窓口収納手数料として1件当たり税込み60.5円の支払いをしているが、この金額を本来1件当たり税込み330円のところを令和8年度までの激減緩和措置として設定されている金額となる。

一方、導入されるQ Rコードを用いて電子納付で支払う場合は、手数料は1件当たり税込み36.3円のため、令和9年度以降の手数料における差額は税込みで293.7円と、手数料の負担軽減が見込まれるものとなる。

次に、公会計システム公金収納対応オプション導入支援業務委託料の概要については、1つ目は地方税共同機構とのデータのやり取りが可能かどうかを確認する団体連動試験におけるテストデータを利用した納付書の印刷や納付書情報のアップロード並びに納付書情報の取り込み作業の支援となる。

2つ目は、現在出納処理で使用している公会計システム内にLーQ Rに対応するために必要なライブラリー設定を行い、地方税共同機構とデータのやり取りをするために必要な共通納税機関コードや公金収納科目設定、納付書情報自動アップロード・ダウンロードに係る初期設定のための支援に係る業務委託となるとの答弁であった。

自由討議。

LーQ Rの手数料の説明が、通常の窓口業務の約半分ということで報告があったので、2万件の内訳は分からないが、かなりの金額の差異になってくるためLーQ Rのほうの件数を増やしてほしい。

監査委員事務局。主たる質疑。

「監査費について、識見監査委員と議会選出監査委員の役割分担はどうなっているか。また、健全化判断比率等審査について、過去に指摘事項はあったか」との問いに、識見監査委

員と議会選出監査委員の両監査委員は、いずれも地方自治法に基づき選任される市の監査業務を執行する独立した執行機関として同一の権限と責任を有している。識見を有する者のうちから選出される代表監査委員については、地方公共団体である県職員であった経験と知識を生かし、財務管理、経営管理、行政運営等に関して、専門的・技術的観点から監査を行っている。

また、議会の議員のうちから選任されている議選監査委員は、市政全般に対する議会活動を通じて養われた知見や市民感覚を踏まえ、市民の視点や理解の立場を反映した監査を行っている。しかしながら、両者の間に法令上の明確な役割分担が定められているものではなく、監査の実施に当たっては、相互に連携して協議を図りながら対応しているところである。

このためそれぞれの知識、経験及び立場を生かし、公正かつ効率的な監査の実務に努めているところである。

次に、健全化判断比率等審査について、過去の指摘事項があったかについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率の項目である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率について、その算定基礎となる事項を確認し、適正に算定されているかを審査しており、これまでの審査においては算定の基礎となる数値に関して指摘を行った事例はあるが、法定で定められている早期健全化基準または財政再生基準を超えたことはない。

このことから、これらの基準に係る指摘を行った事例はないとの答弁であった。

自由討議。

議員から監査委員を選出しない自治体もある。代表監査が県のOBで、公共事業に関することをよく分かっている方だが、市民としての考え方をチェックしなければならないため、2人で違う見方で監査できる体制が大事ではないかと思っている。

議会事務局。主たる質疑。

「議会研修等負担金について、バス借り上げ金額増の内容は」との問いに、令和7年度予算において、1つの委員会につき20万円の予算計上をしていたが、実際に総務建設委員会、教育福祉委員会の県外視察にかかったバス借上料はそれぞれ27万5,000円、27万3,570円であった。令和8年度予算においては、実績額を参考に物価高騰も考慮し、1つの委員会につき30万円を予算計上したことにより、令和7年度に比べ増額となったとの答弁であった。

自由討議。

総務建設と教育福祉の2つの委員会が、年度ごとにテーマを決めて視察研修に出向いてい

るが、当初予算を考えながら出張地を決めなければならない場合もあったため、物価高騰等を反映した予算組みはありがたい。

以上です。

○委員長（西下敦基君） お疲れさまでした。報告が終わりました。質疑はございますか。意見については、後にある自由討議でお願いいたします。

質疑はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） それではここで休憩をして、また再開したいと思いますのでよろしくをお願いします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時13分

○委員長（西下敦基君） それでは、休憩を閉じて会議を再開させていただきます。

次に、教育福祉分科会の報告を行いますので、進行を坪井副委員長と交代します。

○副委員長（坪井仲治君） それでは、ここからは私が進行させていただきます。

西下教育福祉分科会長から審査内容をご報告ください。よろしくお願いします。

○教育福祉分科会長（西下敦基君） 一般会計予算決算委員会 教育福祉分科会報告。

3月3日の本会議において一般会計予算決算委員会に付託された、議案第19号 令和8年度菊川市一般会計予算のうち、本分科会の所管する事項について、3月9日、10日、11日に行った審査内容を報告する。

令和8年3月24日、菊川市議会一般会計予算決算委員会、教育福祉分科会長 西下敦基。

生活環境部。

市民課。

主たる質疑。

戸籍住民基本台帳総務費について、コンビニ交付BCL利用料増額、コンビニ交付システム保守点検委託料減額、戸籍総合システム保守点検委託料増額の要因は。（新）キャッシュレス決済機保守管理業務委託料の説明及び導入範囲と今後拡大していく予定はあるかとの問いに、これまで各自治体が独自にシステムを構築・運用してきたことで、自治体間の仕様が

異なり、データ連携が困難であったことから、期限を持って進められていた地方公共団体の基幹業務システムの標準化に伴い、菊川市においても令和8年2月24日から標準仕様書に基づく新システムに移行しているところである。コンビニ交付システムはシステム標準化により、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）が運営するBCL（自治体基盤クラウドシステム）方式に替わり、今まで自庁でサーバーを置いて行っていたコンビニ交付がクラウド方式に替わっている。これに伴い、令和7年度はBCLの使用料を1か月強分計上していたところを、令和8年度は1年分計上した。利用の期間が延びていることから、利用料が増額となっている。コンビニ交付システム保守点検委託料減額の要因は、標準化前までは自庁に専用サーバーを持って対応してきた部分がBCL方式に替わったことで、保守点検が必要となる機器が減少したことによる減額となる。戸籍総合システム保守点検委託料増額の要因は、これらがガバメントクラウドに移行したことによる諸経費の増額のほか、外字フォント、文字属性情報管理の委託が必要となったことによる増額も含まれている。システムが変わるだけで、市民へのサービス内容は変わらない。キャッシュレス決済機保守管理業務委託料について、当該機器は、昨年12月11日に小笠市民課窓口とともに導入した市民課窓口に設置されているキャッシュレス決済機能を持つセルフレジで、この機器に関わる保守料となる。小笠市民課と保守料金が違うところについては、市民課で入れている自動受払機能の有無の違いである。導入範囲は、窓口における各種証明書手数料のほか、環境推進課の畜犬登録手数料、リサイクル袋、農林課、都市計画課、建設課及び財政課で扱う地図などの代金、その他本庁舎内の各課のコピー・印刷料などとなっている。今後については、今回のキャッシュレス納付の導入効果を見ながら、まだ実施されていない部分について進めていくとの答弁であった。

後期高齢者医療事務費について、後期高齢者健康課題分析委託により、どのような課題分析ができるのか。また、その後のデータの活用はどうか。検証完了時期とそれに基づく市の改善策の提案時期はいつ頃かとの問いに、後期高齢者健康課題分析委託により、レセプトデータや健診データの分析、介護認定者状況などの分析を行うことで、医療費や介護費の経年の変化、地域別の介護や健診、医療費の特徴などを知ることができる。今まで市の保健師等が行っていた分析を、専門とする業者へ委託することによって、本市の課題把握だけでなく、これまで取り組むことができなかった要因分析や既存事業の効果検証につながると考えている。データ活用については、分析結果を基にした本市における後期高齢者の健康課題を把握することで、今後の高齢者の健康に対する予防や維持につながる事業や施策に反映して

いく予定でいる。分析結果に基づく市の特徴に合わせた保健事業と介護予防の一体的実施事業の内容見直しは、医療費の削減や介護予防につながるものと期待しているところである。時期としては、7月から8月頃に業者で要因分析をしてもらい、その後、8月から9月にかけて、業者と健康づくり課も含めた当市の職員で中間打合せを行う。その打合せの中で結果を基にどういったことができるのかを決めていく。それを受け9月から10月にかけて、再度業者から提案をいただき、それを基に次年度、令和9年度の当初予算に反映したいと考えている。計画については、毎年一体的実施に関わる検討会を市民課、長寿介護課、健康づくり課で行っているため、当初予算に反映するとともにどういった内容にするかという計画も検討していく予定である。現時点では、三菱総合研究所と話し合いを進めているとの答弁であった。

自由討議。

後期高齢者健康課題分析委託というのはしっかり進めて、菊川市のどんなところが課題なのか傾向を把握してほしい。塩分が高い、筋肉が落ちているといったことや、男性、女性の性別による傾向、課題等があると思うので、はっきりさせていきたい。

システム改修について、国に移管する話があるが、ほかの国のデジタル化の事例を見ると、国が行ったものを大体各地方公共団体が準用している。日本は国のほうが遅れているので、先に地方でやったものを統一化しなければならないという二度手間になっている。こういうところをデジタルの日本の弱さの弊害を感じる。

環境推進課。

主たる質疑。

分別等収集奨励費について、生ごみ処理機の過去5年間の普及率は。コンポスターと電気乾燥機はとの問いに、令和2年度は、コンポスター21件、電気乾燥機33件、令和3年度はコンポスター10件、電気乾燥機16件、令和4年度はコンポスター29件、電気乾燥機31件、令和5年度はコンポスター19件、電気乾燥機31件、令和6年度はコンポスター12件、電気乾燥機が36件だったとの答弁であった。

動物愛護管理費について、野良猫の不妊去勢手術費の補助金はこの金額で足りているのか。飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金について、要綱の見直しの考え、時期は。また、捕獲の際のけがについての保障はあるかとの問いに、現行制度は実施前申請であり、申請後に捕獲しようとしても猫が逃げてしまうため、捕獲ができずに実施できない方が毎年発生し、予算執行率もここ3年90%下回っていた。しかし、申請件数自体は多く、令和5年度は10月、

令和6年度は9月、令和7年度は7月に予算上限に達しており、それ以降はキャンセル待ちで案内している。この状況を改善するために、実施後の申請ができるように要綱を見直し、来年度施行を目指して改正している。近年の手術実績では予算金額を下回る金額で手術していただける動物病院があるため、今回の要綱改正で補助金額変更の予定はない。また、事後申請に変更後、猫の捕獲状況によって必要予算が変更すると予想されるため、令和8年度の状態を受けて補正予算計上や令和9年度予算の反映を検討していく。本事業はニーズのある事業と考えるため、全国の同事業実施自治体を研究し、新たな取組として収入確保のため、クラウドファンディングを収支のバランスを研究しながら実施する。捕獲の際のけがについて現状報告はなく、市の補償はないとの答弁であった。

塵芥収集費について、可燃・不燃物収集業務委託料の大幅増となった原因は何か。また、ゴミ袋のデザイン更新の考えはとの問いに、本事業は家庭系の燃えるゴミと燃えないゴミの収集運搬管理業務である。例年3年間の業務委託で契約を進めていたが、今回は4年間で契約を行うことが増額の要因となる。単年度比較すると単価の増と捉えている。ゴミ減量の取組として、来年度から製品プラスチック年間で90トンを資源回収する予定である。また、事業系の一般廃棄物の処理を減らしていくため、スーパーの食品残渣減に向けた訪問指導などを行っている。ゴミ袋のデザインについては、現在1人当たりのごみ処理費の掲載をしているが、今年度、課内で市民へ周知すべき情報を検討した。来年度いい方法があれば変えたいと考え、検討を進めているとの答弁であった。

自由討議。

動物愛護管理費について、しっかり予算をつけて先に多くの猫に対し不妊去勢手術を行うべきだ考える。予算不足で手術ができなかった猫が、また子を産み、増えた猫がまた翌年子を産み、どんどん増えてしまうと思うので対策を強化したほうがよい。また、不妊去勢手術についてクラウドファンディングを行うとのことだが、現行予算にプラスで事業を強化するのならよいが、寄附金を得た分一般会計の予算を減額するのはいかななものか。寄附部分は予算に上乗せしてもらいたい。予算が余る場合は猫関係で新しく事業を立てるなど対応が必要だと思う。

猫の移動範囲は5キロメートルほどあると聞く。菊川市だけではなく、掛川、御前崎、牧之原市と広域で連携する必要があるのではないかと。また、猫を捕獲する際、ひっかけ傷ができる場合があるが、年間で1万人ほどこうしたひっかけ傷から細菌が入って大変な思いをされるケースがあると聞く。捕獲の際のこうした点も今後問題になってくるのではないかと。

以前の審議の際に補助申請について、要綱改正の必要性を質疑し、今回、事前申請から事後申請に変更になるということは、よいことだと感じた。

生ごみ減に関し、業者の生ごみを減らしていくこと、ロスをなくすことも大事だと思う。生ごみを燃やさないために努力している先進自治体として、四国中央市の取組が優れている点を研修会で学んだが、広い面積が必要な点など様々な課題が見受けられた。生ごみを燃やさないようにする第一歩は出さないということではないか。

小笠市民課。

主たる質疑。

一般管理総務費（小笠支所）について、（新）キャッシュレス決済機器とはどのようなものか、機器導入による費用対効果はどの程度かとの問いに、キャッシュレス決済機器は、キャッシュレス決済対応のレジや、レジに附属するカードリーダー及びバーコードリーダーを指す。現金やクレジットカード及びP a y P a y など多様化する支払い方法に対応するためのもの。数値で費用対効果というものを表すのは難しいため、代わりに利用状況で説明をすると、12月11日の導入から現在までのキャッシュレス決済対応レジで支払われた件数及び金額は、2月末現在で2,121件中71件と全体の3.3%、支払い金額が81万786円中2万6,020円と、全体の3.2%である。若い世代の利用が多いこと、現金の取扱いが減れば釣銭の間違いになどの、現金扱いのデメリットが解消されていくことが利点と考える。今後、キャッシュレスが増えていくように努めていきたい。また、今まで建設課の道路台帳のコピーや財政課の地番のコピーなどで、A4用紙1枚当たり10円払う際に3連の切符で会計課横の金融機関窓口で支払いをお願いし、領収書と道路台帳を交換していた。その10円のコピー代に対して金融機関が取扱手数料で30円、60円と取ようになってきたところが解消されるというのがメリットと考えている。小笠市民課に係る手数料は15件で1,530円であり、金融機関を通すより安価だと考えられるが、ゼロ件でも月額の基本料金はかかってくるとの答弁であった。

旧小笠支所管理費について、旧公用車駐車場舗装撤去工事とあるが、事業内容の詳細を。また、8棟もあり築56年となる旧小笠支所を解体する考えはとの問いに、旧公用車駐車場は法務局の跡地の道を挟んで南側に位置し、合併以前から個人より借用している3筆の土地で、136.22平米の土地となる。今年度、土地の所有者と今後のことを協議した結果、既存の舗装を撤去して現況復旧を行い返還する運びとなったため、今回予算計上した。また、その土地の西側の財政課が管理する一般財産137.6平米の舗装された土地についても、当該土地が売買された場合はすぐに手続きが取れるようにするため、今回工事に併せて舗装撤去する。個人所

有の土地 3 筆と財政課管理の土地 1 筆、合わせて 273.86 平米の土地に既存する舗装及びコンクリート構造物の撤去を行うものとなっている。旧小笠支所は各棟、財産ごとに各課が管理している、現在、倉庫などに活用しているものがあり、協議が必要なことから解体等に係る予算は取っていない。雨漏りなどの修繕や樹木管理が必要なこともあるが、できる限りお金はかけないように管理していくとの答弁であった。

自由討議。

旧小笠支所に関しては、現在、文書管理の書庫として活用されており、相当数の書類があると聞く。管理上残す必要があるため、旧小笠支所を取り壊すとどこに移動するかという問題がある。また、水道課も旧小笠支所で業務しているが、機材が大規模なので移動が難しいのではないかと推察する。移す場所がしっかりと計画で決まれば移せるかもしれないが、2 フロアぐらい使っていると聞いたので課題は大きいと感じる。

キャッシュレスに関し、利便性向上でも、時代の流れで、当然必要なものと感じた。

○副委員長（坪井仲治君） 後続、お願いします。

○教育福祉副分科会長（須藤有紀君） 交代させていただきます。

健康福祉部。

福祉課。

主たる質疑。

成年後見制度促進費について、市の成年後見制度を促進するとあるが、専門職であるほかの成年後見人との違いは。また、その連携をどのようにしているのかとの問いに、市民後見人は、弁護士などの専門職の資格を持たない親族以外の市民による成年後見人である。被後見人と同じ目線で考え、相談し合える寄り添い型の支援として、見守りと生活費などの金銭管理を中心とした日常生活支援が主な後見事務となっている。財産管理上の困難の問題など、法的な知識が必要な後見事務については、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職の後見人が行う。市民後見人との連携は、市民後見人が担当するケースにおいて困難な課題等が発生した場合は、月 1 回開催している行政、社会福祉協議会及び専門職の後見人との事例検討会においてその対応に関するアドバイスをいただき、市民後見人につなぐなどの連携体制を構築しているとの答弁であった。

障害者相談支援費について、障害者計画相談支援給付費の利用者が 15.2 人月当たりと、前年に比べ約 1.3 倍に増えることで予算計上されているが、特別な要因があるのかとの問いに、障害者総合支援法に基づき、自治体が障害福祉サービスの支給決定を行う際、原則として、

全ての利用者を対象にサービス利用計画書等の作成が必須となる。利用者数の増加要因は、訓練等給付費や介護給付費などの障害福祉サービスを利用するに当たって、相談支援専門員によるサービス利用の目的や支給量の方針を定めるサービス利用計画書の作成と、一定期間後に計画書の評価・検証をまとめたモニタリング報告書の作成が必要となるため、障害福祉サービスの利用者数の増加に伴い、障害者相談支援の利用者及び計画書等の作成による給付費が増加しているものである、各世代で全体的に増えている傾向であるとの答弁であった。

生活困窮者自立支援事業費について、生活困窮者自立支援事業委託料の内訳を伺う。子どもの学習生活支援事業の委託について委託先や支援内容はとの問いに、委託料の内訳は、生活困窮者の自立に向けた相談や支援プランの策定を行う自立相談支援事業として542万4,000円、家計のやりくりの助言等を行う家計相談支援事業として70万4,000円、様々な要因により就労に結びつかない方、ひきこもりとなっている方等への支援を行う就労準備支援事業、ひきこもり支援推進事業として283万5,000円、貧困の連鎖の解消を目的とした子どもの学習生活支援事業として218万9,000円となっている。子どもの学習生活支援事業は、生活保護の被保護者世帯、就学援助の対象となる準要保護世帯及び児童扶養手当受給世帯の小学生から高等学校対象年齢までの子どもを対象に受講者を募り、夏休みと冬休みに講習会を行う。学習支援だけではなく、進学相談や生活習慣への助言なども行う予定となっている。委託先については、教育に関わりのある法人に委託し、講師を派遣していただくことを検討しているとの答弁であった。

自由討議。

障害者手帳の件で、以前は障害者というあまり自分で認めたくないという感じであったが、今は社会保障がしっかり充実してきているため、手帳を持っている方が増えている理由というのはそういうところにあると感じた。以前勤務しているときには、手帳を持っていない特別支援の児童たちがおり、学校側でも持っていたほうがいいということで勧めていたこともあった。

身内が難聴で補聴器を買うときに、一般で買うよりも医師のほうから障害者手帳の申請をしたほうが補助率が高く、申請をしたらどうですかと勧められたことがあった。補助制度が充実してきたために、高齢に限らず、身体障害などの子どもたちのそのような相談が増えているのかと思った。

福祉は大切で、本当に苦しんでいる方は失うものがなく、怖いものがない。そのような人たちの保護申請を却下するというのは、生活保護の規則があって、それにはまらなければ駄

目だというが、どれだけ救えるか重要なところである。人間として最低限の生活保障を国で保障するべきで、一人でも多くの方に受給してもらいたい。

今回の子どもの学習支援は本当にいいことだと思う。ぜひ子どもたちの学習環境の改善につながってほしい。

成年後見人について、身内のケースでは成年後見人がついていたが、名刺で名前だけは分かるが電話番号がなく、いざというときに頼れないという事例があった。市民後見人であれば地域の中で寄り添い支援をしていただけるのではないかと思います、市民後見人の育成は市としても力を入れていただけたら安心が広がるのではないかと感じた。

健康づくり課。

主たる質疑。

精神保健事業費について、ゲートキーパー養成講座の開催とあるが、受講修了後の活躍の場をどのように支援していくのかとの問いに、ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことである。養成講座では、家族や友人などの身近な人の変化に気づいたときの声のかけ方、話の聞き方などをロールプレイや動画視聴を通して学んでいただき、修了時にゲートキーパー手帳を渡している。この講座で学んだことをそれぞれがふだんの生活の中で生かしていただき、「気づき・つなげる・見守っていく」ことを目的として行っている。活動の場は、それぞれのふだんの生活の場となるため、こちらで特別に場を設けることはないが、講座で学んだことを生かして、身近で悩んでいる人への的確な対応ができる人を増やすため、周知・啓発をしている。3月は、自殺対策強化月間となっており、現在、プラザけやきのロビーでのぼり旗やパンフレットを設置して周知・啓発をしているところである。対象の方をつなぐ相談機関や相談先は、福祉課の「きくがわこころの健康相談」、県で行っている「精神科医による相談」、「24時間子供SOSダイヤル」など、現在は二次元コードを読み取り、LINEでも気軽に相談できるようになっている。相談窓口の一覧表は、ホームページへの掲載や配架もしており、支援につなげていただきたいと考えているとの答弁であった。

健康増進事業費について、報酬が大幅に増額されているが詳細について伺うとの問いに、健康増進や食育推進に係る事業の見直しを行ったことや、「茶ちゃっと！出張健康チェック」などの出前行政講座の依頼が増えていることにより業務量が増加しているため、健康増進系の会計年度任用職員を1名増員したことによる増額である。予防接種費の減額に関連しており、課内の係間で会計年度任用職員1名が異動した形となる。この会計年度任用職員

1名については、元市役所職員の保健師であるため、長年健康づくり課の業務に携わっており、健康相談などの保健師業務の対応もしていく。出前行政講座については、令和6年度は「茶ちゃっと！出張健康チェック」をはじめ36回依頼があった。令和7年度は45回の依頼があり、依頼数は9回増えているとの答弁であった。

自由討議。

出前行政講座について、やはり健康になるために1回や数回では駄目で、いなべ市のようにある程度毎週何回と集まって行うような仕組みができてほしい。

講座について、行政の方に毎回来てもらおうと人数に限りがあるため、リーダーや、やり方を習った人が地域に広げていくという方向を行政として進めていただきたい。健康チェックは年に1回ぐらい自治会単位などで巡回していく方法があれば、健康のためにはよいのではないかな。

三軒家サロンは月2回開催し運動もしているが、週3回くらい必要ではないかと思う。健康づくり課ということは、健康をつくるという意味では、病気にならない、要するに予防に力を入れなければいけないところである。そのような観点で、いろいろな事業を考え、いなべ市のような体制づくりをしないことには、やはりその課だけで考えていてもどうしようもないと思う。

嶺田地区は、「サポーターみねだ」という会があり、月に1回集まって、そこで年間を通してお元気会等の活動もあり、集まった際には、必ず最後は皆さんで健康体操をしてから終わりにしており、そのような活動もほかの地域に広がっていけばいいと感じた。

自殺者の数は横ばいということだが、自死する方はいるということで、ゲートキーパーの交流会を通じて啓発を進めていっていただきたい。養成講座を受けられた方で、時間がたと内容をごんごん忘れていってしまうという意見を聞いており、たくさん交流の機会を設けていただきたい。また、行政だけではなくて民間との連携も踏まえて広く啓発活動をしてほしい。

食生活の改善の話があったが、塩分の取り過ぎなど問題になってきて、昔からこの小笠地区は塩分の取り過ぎで、女性のほうの平均寿命が短いのは塩分の関係だと言われている。市民課の審議でレシピのチェックの分析を外部へ依頼して、いろいろな傾向を調べるという話があり、市民課と健康づくり課は連携して、今後の食生活をどうしたらいいかなどの指導を仰いでいくというのは大切ではないかと思う。

長寿介護課。

主たる質疑。

高齢者等社会福祉費について、高齢者等補聴器購入費助成金について、助成条件及び事業効果について伺う。上限3万円で十分かとの問いに、助成条件について現時点の想定では、申請する年度中に65歳以上に達する菊川市の住民基本台帳に登録されている人を前提とし、本人及び世帯員全員が市民税非課税、市税を滞納していないことなどの経済的な条件もある。また、現に身体障害者手帳の交付を受けていないことや、聴力検査の結果、両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満と診断され、医師が補聴器の使用が必要と認めることが条件となる。補助額については、補聴器購入費の2分の1以内とし、3万円を上限としている。事業の効果について、補聴器の購入に要する費用を助成することにより聞こえを補うことで、家庭内でのコミュニケーションの円滑化、地域・社会活動への参加意欲の向上による生きがいづくりや孤立化の防止につながるとともに、様々な活動が認知症予防に寄与するものと考えている。補聴器購入費は様々で、数万円から数十万円といったものがあり、価格によっては十分な額とは言えないが、先進事例等を比較検討し、また、限られた予算の範囲内で可能な限り多くの人に支援が行き渡ることにより重きを置き、上限額を3万円としているとの答弁であった。

地域包括ケアシステム推進事業について、新規事業で市有地管理作業委託料、また地域福祉基金積立金が計上されているが、経緯等内容説明をとの問いに、今年度の予算において、本案件に関する地域包括ケアシステム等推進事業に係る事業主体を選定するため、事業選定委員会関連の予算を計上した。潮海寺地内にあるデイサービスは、市内社会福祉法人が運営をしていたが、令和6年度に、令和7年度をもって利用を終了するとの法人からの申出があり、令和8年度以降の建物と敷地の利活用について、市内部で検討を重ねた結果、土地の取得経緯などを鑑み、地域福祉の向上に資する事業として、地域包括ケアシステム推進のために活用することとした。建物については、国庫補助金を受け建築したものであり、譲渡・貸付け・取壊しのいずれかの利用方法であっても補助金の返還を要するものである。現時点で耐用年数が12年ほどあり、価値があるうちに建物を売却し、自由に使用していただくほうが事業者としても費用対効果が大きいこと、また、市としても、貸付けにより維持費用の負担が継続されるよりも、売却利益を基に国庫補助金の返還をしたほうが財政負担が小さくなると考え、売却することとした。土地については、もともとの取得経緯等を鑑み、当面の間、売却することは考えておらず、貸付けする方針としている。実施する事業については、市が指定するのではなく、民間のノウハウを活用した地域包括ケアシステムの推進につなげるた

め公募を行い、プロポーザルを実施し、地元の自治会代表、民生委員児童委員、ケアマネ代表、市の事業を所管する部長などで構成される選定委員会において選定された。市有地管理作業委託料について、現地の入り口北側に大きなマキの木があり、こちらは土地を寄附いただくに当たり、残してほしいとお願いされたものになる。ただ、大変大きな木であるので、土地を貸し付けた事業者に「善管注意義務」の範囲内で管理いただくことは、その範疇を超えたものであると判断し、土地を貸し付けた後も市で管理することとしたため、予算計上したものである。作業内容としては、マキの木の剪定のため、二、三年に1回程度、土地の賃借料を充当し実施したいと考えている。地域福祉基金の積立金については、地域福祉に資する事業を実施して得た収入であるため、今後の地域福祉に資する事業に充当するため一時的に積立てを行うものであるとの答弁であった。

自由討議。

地域包括ケアシステム推進事業について、請け負うところが何をやりたいかだと思う。心配事相談もやってほしいときに「やる」、「やらない」の判断は事業者だと思うが、要は、旧東部デイサービスセンターでやるものを、デイサービスセンターを使うところがやりたいから募集したわけではなく、デイサービスセンターを活用してくれる人を募集したので、事業者がやりたいことを活用していくと思う。

この事業者は、市内で活動されているケアマネジャーなどもおり、学習塾から弁当の仕出しなどもやっているのでもいろいろなことをやれると思うが、自分の事業として成り立つことしかやらないとも思う。だから、いろいろなことをやっているのでも、それに付随するものはいろいろとやろうとするけど、それに関わらないものを委託されたときに、余裕があったときに検討するぐらいになるのではないかと考えている。

補聴器助成について、条件を少しつけ過ぎていて、したくてもできない市民が出て、この予算を使い切れるのか心配な点がある。最初にしっかりと周知をして、この条件で使える人に手を挙げてもらい予算を使ってもらう。予算が余るようであれば、できれば経過を見て、市民意見を聞きながら、年齢制限を外すとか、金額を上げていくとか、また、制度を変えていただければと思う。効果としては認知症とかコミュニケーションを取るということもあり、非課税とか関係なしに、耳が悪い方にある程度手を差し伸べていただけるような制度設計に段々変えていただきたい。

非課税世帯で65歳以上で3万円という、近隣市の中でも最低レベルで、なかなか条件が厳しく、これでは対象者がかなり限られてしまうと感じた。

交代させていただきます。

○教育福祉分科会長（西下敦基君） こども未来部。

こども政策課。

放課後児童クラブ運営事業費において、環境整備が必要な学校もあると聞くが、改善の余地があるかとの問いに、放課後児童クラブのトイレの数や実施場所など、学校内の施設の使用においては、教育委員会や学校と協議し、放課後児童クラブの運営に支障が出ないように対応している。今年度は小笠北小学校と協議を行い、長期休業期間中の2階多目的教室の利用や、放課後の南校舎1階トイレの利用について学校に了承いただき、環境を改善することができた。また、加茂小学校放課後児童クラブについては、利用希望者が多く、全ての方の受け入れが難しい状態になっている。今年度から加茂地区センターの研修室を借りて実施場所を拡大したが、今後も利用ニーズが増えていくことが見込まれる。民間の学童保育施設及び教育委員会や学校との連携により、ニーズに沿ったクラブ運営のできるよう努めていく。内田小学校は、旧内田保育園を使っているが耐震上の問題などはない。古い建物ではあるが、使いやすいように工夫しており問題はないと考えているとの答弁であった。

小笠北こども園費について、こども誰でも通園制度の利用回数をどの程度見込んでいるのか。対応する職員の配置はどのように計画するのか。また、乳児等通園支援事業実施に伴う電話機の購入は、現行あるものでは足りないのかとの問いに、こども誰でも通園制度の利用は、1か月延べ20人の子どもが10時間ずつ利用することを見込んでいる。1日の利用定員は6人とする予定だが、その日利用する子どもの実態によっては1日に利用できる人数に変動が生じる場合もある。対応する職員の配置計画については、7時間勤務と5時間勤務の会計年度任用職員をそれぞれ1名ずつ配置する予定である。また、電話機について、小笠北認定こども園の電話機は、親機1台、子機2台で、2回線を使用している。乳児等通園支援事業を開始するに当たり、利用者からの電話による問合せや相談などが増加することが見込まれる。併せて、通話時間も増加することが見込まれるため、園児保護者との連絡など本来の園運営に影響が及ぶことも鑑み、子機1台と1回線を増設し、円滑な園運営を図っていくとの答弁であった。

自由討議。

放課後児童クラブについて、小学校においては狭い部屋に70人ほどの児童を預かっており、お昼寝をしたい子や勉強に集中したい子がいても、人数が多過ぎて対応が取れないという声を聞く。加茂小学校も3か所で展開はしているが、私的待機に回る保護者もいると聞いている。

る。改善を少し考えたほうがいいのではないか。新設及び整備の点も検討していただきたい。

一応、国の基準を満たしているということなのだが、国の基準が低いと感じる。今、大規模なクラブの話があったが、小規模なところは小規模なりに狭いとか、使い勝手が悪いとか、勉強している子と遊びたい子が狭いところに一緒にいるという問題もある。

私は、加茂在住なので加茂地区センターにコピーに行くが、そのすぐ隣が和室で放課後児童クラブをやっている。ほかの2か所にはなかなか行く機会がないが、子どもたちと社会人が触れ合うというのも一つの利点だとは思う。単独で造るのもいいが、地区センターが小学校と隣接する場合は子どもに負担もないし、安全面でよいと思う。

もう少しで児童のピークの山が来るのかなと思っている。共働き世帯が増えて、ニーズは減らないのかもしれないが、この新規というのはなかなか考えにくいと思う。菊川市は、小学校のそばに幼稚園や保育園、こども園があるので、そこは制度として受け入れるような体制を取り、ある程度は民間に移行していくというのも考える必要があるのではないかな。

こども誰でも通園制度は子どものために、リフレッシュ一時保育は親のためにということで設けられ、両方併用できると聞いた。これをうまく使っていけばいいと思う。地区によっては子どもが学年に1人しかいないところもあり、子ども同士で触れ合う場所がないケースもある。こども誰でも通園制度で、園に行けば同じ世代の子と顔を合わせたり、遊んだりでき、そういう場所はぜひつくっていかなければならない。

電話機の購入について、相談に対応するのは保育士の仕事ではなくてもいいのではないかなと感じる。問合せがあった際には、「市役所のほうに」、「こども政策課のほうに連絡をお願いします」でよいのではないかな。申込みはこども政策課になる。こども園は電話対応の場ではなく、子どもと接する場なので、問合せが増えるために備えて電話機を購入し回線を増やすというのは違和感を覚える。

子育て応援課。

主たる質疑。

母子福祉費について、ひとり親家庭等受験料支援金及び同養育費確保支援助成金を新設する経緯は。支援の詳細はとの問いに、ひとり親家庭等受験料支援金は、国のひとり親家庭生活向上事業のこどもの生活・学習支援事業の一つで、令和5年12月22日に閣議決定されたこども未来戦略に支援が掲げられており、経済的に不安を抱えるひとり親家庭への支援として、より安心して子どもを育てられるよう経済的な支援を行うことを目的としている。当市としては経済的理由で進学を諦めることもなく、進学に向けたチャレンジを後押しできるよ

う助成金制度を導入することにした。内容については、ひとり親家庭や低所得の子育て世帯などに対して、大学等受験料と模擬試験受験料を助成するもので、児童扶養手当受給世帯相当または低所得子育て世帯で、市が実施する学習支援事業に登録している児童が対象となる。大学等受験料については、高校3年生などに1人当たり5万3,000円を上限、模擬試験受験料については、高校生などは1人当たり8,000円を上限、中学生は1人当たり6,000円を上限としている。ひとり親家庭養育費確保支援助成金は、国の離婚前後家庭支援事業の養育費の履行確保に寄与する取組の一つで、養育費等の取決めに関わる費用補助や家庭裁判所への養育費に関する調停申立てや裁判などに要する費用の助成を行うものである。また、令和7年10月31日に閣議決定された民法一部を改正する法律により、父母の離婚後の子の親権、養育費の支払い確保、親子交流などに関する法律の見直しがされ、令和8年4月1日から施行されることとなったことから、本市においても、離婚後に子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、離婚後生活や養育費取決めの促進を図るとともに、ひとり親家庭の子ども及びその家族の福祉向上を図ることを目的として実施する。事業内容は、要件に該当するひとり親家庭に対して、1つ目、公正証書による養育費の取決めに要する公証人手数料として限度額4万3,000円、2つ目、家庭裁判所への養育費に関する調停申立てや裁判などに要する費用として限度額に7万6,000円を助成するものであるとの答弁であった。

母子福祉費について、ひとり親家庭における子どもの数はどのような状況になっているかとの問いに、令和8年2月末現在の児童扶養手当受給世帯における年代別受給対象児童は、未就学児が45人、小学生が105人、中学生が82人、高校生が86人、有期認定（18歳に達する日以後の最初の3月31日を超えて20歳未満で、法で定める程度の障害の状態にある者）が3人の合計321人であるとの答弁であった。

こども相談事業費（児童福祉）について、児童虐待やヤングケアラーの対象となる子ども数をどのように想定しているかとの問いに、児童虐待により支援や保護の必要な児童数は、要保護児童対策地域協議会の実務者会議にて管理している児童を想定している。ヤングケアラーについては、毎年、市教育委員会において市内公立小中学校児童を対象に、生活実態及びヤングケアラーに関する調査を行っており、その結果、疑いのある児童生徒については各学校教員が本人からの聞き取りを行い、状況確認を行っている。児童虐待及びヤングケアラーの把握については、市民や園・学校、教育委員会、警察などからこども相談係へ通告や連絡が随時あるため、それも把握のきっかけとなっている。傾向としては人数に大きな変化はないとの答弁であった。

自由討議。

母子福祉費について、ひとり親家庭等受給料、教育費確保支援助成金の新しい制度ができて、経済的に大変な家庭を支援していくという事はいいことだと思う。ただ、ボリュームとして大丈夫なのか、しっかりと利用されるのか少々心配である。

生活困窮に近い家庭に限るならよいが、ひとり親世帯は税制の優遇措置や子育ての支援金などがある。その中でひとり親世帯に限って中学生6,000円、高校生8,000円の補助は、やや疑問が残る。国が全額補助ではなく、2分の1補助である点も気にかかる。

現在、子どもを産めば産むほど負担が多くなる世の中になっているので手当が必要ではないか。

4人も産んで育てている人に対して税制の優遇も当然与えるべきだと思う。独身でいれば課税が多くなる。結婚したほうが税率は下がって結婚したほうが得だというような、そういう政策を取らない限り結婚は増えないと考える。

独身税には反対の立場である。海外で起業している友人からは、日本は優遇され過ぎだという声も聞いている。他国だと子育てにはすごくお金がかかるが、日本は医療的にも子育ても恵まれ過ぎているくらい恵まれているから、これ以上手をかける必要がない、それより産業を育成したほうがよいという意見だった。他国から見るとそういう意見もあるくらいなので、ひとり親で大変な家庭を支援するのは大事だが、もう少し考え方を変えてもよいのではないか。

児童虐待はあざや表情などのサインがあるが、ヤングケアラーに関しては本人からなかなか言える場所がないのではないか。ここを強化していくのであれば、行政から、学校を通じて弟妹の様子や家庭の状況を聞くなど、多少配慮していただければ発見しやすくなるのではないかと思う。

ヤングケアラーについて、家族の中の助け合いで兄弟が兄弟を見るというのは問題ないと思うが、勉強できなくなるようなレベルだと問題となると思う。

ここで交代します。

○教育福祉副分科会長（須藤有紀君） 続いて、教育文化部。教育総務課。

主たる質疑。

教育委員会総務費について、教育長研修負担金での教育行政トップリーダーセミナーの計上した理由と内容はとの問いに、教育行政トップリーダーセミナーへの参加は、教育長としての政策判断力や教育行政に関する専門的知見を高めることを目的としている。現在、教育

行政を取り巻く環境は、少子化への対応、学校施設の整備、教員の働き方改革、部活動の地域展開など、多岐にわたる課題への対応が求められており、教育長にはこれらを総合的に判断し、教育行政を的確に運営していく役割が求められている。本研修は、地方分権化の進む教育行政において重要な役割を担うトップリーダーのマネジメントやリーダーシップを支援すること及び情報交換の場を提供することを目的としている。前期・後期で各2日、計4日間のワークショップ型のセミナーであり、架空の自治体の事例を題材にしたディスカッションやロールプレイを通じて、参加者同士の考え方や経験から学んだり、自身の思考・行動の特徴をつかんだりすることによって、組織のリーダーとしての能力の開発を図るものである。また、様々な地域から参加者と直接意見交換、情報交換を行う場ともなり、同様の課題を抱える他市の教育長と直接やり取りができるネットワーク構築も図っていくとの答弁であった。

歳入、学校給食費負担金滞納繰越分について、今までに滞納された給食費はあるかとの問いに、令和7年4月1日時点で、令和6年度以前の学校給食費滞納繰越分は26万1,803円であり、内容は、令和6年度5名、令和5年度5名、令和4年度分1名となっている。その後、11万9,489円については徴収できたため、令和8年2月末時点では、差引き14万2,314円が滞納された給食費となっている。なお、各年度の収納率は、令和6年度が99.95%、令和5年度が99.94%、令和4年度が99.96%となっている。明確な因果関係があるかの調査はしていないが、担当者の印象としては、滞納者は外国籍の方が多いとの答弁であった。

給食運営費について、地産地消の取組をする予定があるか。また、地産地消の取組で支出が軽減されるかとの問いに、献立において、なるべく地産地消のものを使用し、子どもたちに地域のものを楽しんでもらいたいという思いで取り組んでいる。毎月1回、ふるさと給食の日と、年3回、ふるさと給食週間という週間があり、その強化週間、月間に集中して地産地消をふんだんに盛り込めるように努めている。また、令和7年度においては、ベルファームと取引をし、トマトピューレ、アスパラガスを使用した。地産地消率は、令和6年度は39.99%に対し、今年度が36.78%と3%ほど下がっている。ベルファーム以外の地元の法人との取引を増やしていくために、先日から事業者説明会等を開催している。地元法人との連携では運送料等が比較的安くなるため、このような取組をしていきたいと考えているとの答弁であった。

自由討議。

小学校給食の無償化と中学校の給食費も負担を上昇させないという点はよかったと思うが、中学校給食無償化を実施する自治体もあったので、そこまで行けばよかったと思う。

教育委員会総務費について、教育長の研修負担金は昨年から実施し、見識を広めていただければよかったのではないかと。答弁を求めるときに、教育長が答えることが少なくほとんど部長、課長も答えている点が気にかかる。教育長としての思いも答弁いただきたい。また、様々な見識を広めていく中で、近隣市町との連携や、西部地域で統一方針を出し、ここだけは独自性を出しましょうという各市町の負担軽減を考えて取組も可能になると思う。教員も異動することを考えて取組を推進していただきたい。

給食費滞納者の5人は少ないと思った。以前、研修で関東の市では、滞納者が大変多く、滞納対応に職員を10人配置していたが、無償化にしたほうが安く上がることから、無償化したというところもあった。

給食についての地産地消に賛成する。日本農業、菊川市の農業に関し、農林課と給食センターが協力し合って買い付けの約束をすべきではないか。地産地消というのは、農業を援助するという意味もある。行政全体が重層的な考えを持たなければいけないと思う。

袋井市が学校給食先進地だとの報道もあった。地産地消にも積極的に取り組んでいる点が評価されている。すぐ近くに好事例があるので、そこから学べることは多いのではないかと。

施政方針の中でオーガニックビレッジ宣言に向けた取組というものがある。その取組の中に学校給食で有機野菜や地元野菜を入れていくこと、こういったことが進んでいくのではないかと。

学校教育課。

主たる質疑。

事務局総務費（学校教育課）について、近年教職員の確保が難しいと聞いているが、ストレスチェック等実施の効果は。以前は校務分掌によるストレスが大きいとのことだったが、現状はとの問いに、ストレスチェックにおいて高ストレスと判定された教職員の割合は全体の8.5%であり、当該者には医師による面談の勧奨を行い、自らの健康リスクを専門家と一緒に確認し、必要に応じてその結果を職場の上司と共有することで、働き方の見直しにつなげている。また、高ストレスの要因としては、人間関係、同僚との関係が高い結果だったことから、管理職からの支援や校務分掌の支援等により、職場環境の改善を図っている。校務分掌によるストレスももちろんあるが、職場での人との関係を築くのが苦手な若手も多いため、今回そういった傾向が現れている。中学校では30代、40代がストレスの高い値であった。また、高ストレスの結果が出た教員に受診勧奨をしたものの、受診者はいなかった。との答弁であった。

「教育活動推進費について、会場使用料増額の内訳と理由は。横地小学校で既に民間プールの活用は実施していると思うが、現状及び次年度の展望は」との問いに、会場使用料の内訳は、劇団四季による小学校演劇鑑賞会のアエル会場使用料と市内民間屋内プール場コース使用料である。アエルの会場使用料は今年度も同様に予算措置を行ったが、令和8年4月から増額改定が行われることから2万5,000円の増額となっている。また、市内民間屋内プール場のコース使用料は、今回初めて予算計上したものである。昨今の猛暑やプールの老朽化への対応として、民間プールを利用して水泳授業を行っていくことが可能かについて、本年度から研究を始めている。来年度は小笠南小学校で、民間プールを利用する際の課題抽出や知見の集積を進めるべく実施予定である。横地小学校については、ビクトリースイミングのご好意により今年度無料で実施させていただいている。そのままではいけないということで、次年度分は予算立てをしたが、横地小学校は先方から2年続けての授業実施も検証してはどうかという提案をいただき、無料で実施していただけるとのことだった。次年度の研究対象は教育委員会の指定としては小笠南小学校になるが、横地小学校も同じように実施する予定である。との答弁であった。

「教育DX推進費について、健康観察アプリと保護者連絡アプリを1つにできないか。健康観察アプリ53万5,000円、きずなネット利用料48万9,000円とのことであるが、アプリを統合することで利用料に増減はあるか」との問いに、これまでは健康観察アプリが市教育委員会、保護者連絡アプリは市PTA連合会が支払っていたが、次年度から契約主体が両方とも市教育委員会となることにより、両アプリの統合を検討できる状況となった。利用者である保護者や学校現場の負担軽減を図るため、機能集約の検討をこれから進めていく。アプリの統合に当たっては、LINEアプリだと機能が充実しており、200万円ぐらいである。また、現在使用しているアプリ機能を統合した上で子どもたちの健康、心の状態の確認をするアプリだと、150万円ほどを見積もっている。予算が増加する可能性はあると考え検討しているが、現状のアプリで次年度契約をしているため、令和8年度中に変更することはない。との答弁であった。

自由討議。

プールの老朽化について、小学生では着衣水泳を実施しているが、水泳の授業はなくしてはならないと思う。その意味で、プールを残すことは大事だが、プール管理等で教職員の負担が増えることもあるため、民間プールでの授業実施拡大も検討していただきたい。

プールに関して、老朽化はしておらず設備としては使える小学校でも清掃が行き届かない

ケースがある。プール清掃を学校側が行っていても、配管までは掃除ができないので、配管の中から出てくる藻など、水質に影響がある場合は目に刺激を与えてしまう。地域組織で清掃を行ったケースもあるが、老朽化でプール自体が使用不可になるだけでなく、水質に影響が出てきている可能性もあるので、清掃費がつけられないのであれば、民間活用や管理方法を検討いただきたい。

アプリに関して、1つにまとめることで経費削減を狙ったが、増額する方向性とのことだった。この部活動の新しいアプリを入れたとしても、現在は合算で110万円ぐらいだが、LINE系だと200万、そのほかだと150万との答弁だった。まとめると、今の3つのアプリより高くなる。保護者の手間は軽減されるかもしれないが、健康観察アプリも欠席や早退の連絡だけとなっており、毎日を使用していない。予算額が増えるのであれば、現状のままだもいいのではないか。

保護者ニーズとしては一緒にするほうがいいだろうと思う。予算がつくのであれば、一緒にしたほうが将来的には安く上がるのではないか。

答弁では、心の健康観察が加わる分、増額見込みとのことだった。単独の予算額を出した上で、今後検討していけたらと思う。いじめ防止につながるのであれば有効だと思う。文科省の2024年の答申によれば、自殺対策緊急強化プランの中で位置づけられている端末を利用したものであり、心や体調の変化を早期発見できるということで、不登校児童生徒の早期発見、自殺しそうな生徒の早期発見をアプリを通じて行うとのことだった。

ストレスチェックについて、8.5%と、1割弱の先生が高ストレスとのことだった。以前は校務分掌等校内の雑用が多いのが負担と聞いていたが、今回は人間関係が高ストレスの主因とのことである。校務分掌については手厚くサポート人員を配置しようとする動きが功を奏したのかと推察するが、1割弱は高ストレスなので、受診勧奨をして誰も行っていないという点にも課題を感じた。

先生方のストレスについて、プライベートへの配慮も必要だと思う。休日に生徒が先生のプライベートのシーンを写真で撮ってSNSで拡散をした事案があった。先生は友達ではないという線引きをして先生を守っていかなければ、大変だと思う。プライベートもしっかり守っていけるような仕組みづくりが必要と感じた。

社会教育課。

主たる質疑。

「生涯学習まちづくり費について、生涯学習推進員研修会の内容について伺う。推進員は

全ての自治会から選出されているのか。地区自治会における活動はどのようなことが行われるのか」との問いに、選出状況については、生涯学習の振興を市内全域で図るため、原則として全ての自治会に対し推進員の選出を依頼している。しかしながら、令和7年度においては未選出の自治会が9自治会あり、中には外国にルーツを持つ世帯が比較的多い地区も含まれている。市としては、制度の趣旨を丁寧に説明するとともに、地域の実情に配慮しながら、可能な限りでの協力をお願いしていく。研修内容について、生涯学習の意義の理解を深めていただくとともに、地域コミュニティの活性化における推進員の役割を再認識することを目的として実施をしている。具体的には、自治会で取り組みやすい活動事例の紹介に加え、今年度は実際に活動を展開した自治体による実践事例の報告を取り入れるなど、実践につながる内容となるよう工夫している。地区自治会における活動状況は、内容は地区ごとに多岐にわたるが、地区センターまつりや一斉清掃、どんど焼きなどの伝統行事への参画、地域の歴史や文化の継承活動などが報告されており、それぞれの地区の実情や特徴を生かした主体的な取組が進められている。また、生涯学習推進委員の手当はない。との答弁であった。

「文化財保護費について、歴史検定問題用紙、教本、チラシ印刷に増額となっているが、受検者の実績は。歴史検定を取得された方について、要望があれば地域ガイド等の活動につなげることは可能か」との問いに、歴史検定2級は、令和6年度に第1回、令和7年度に第2回を開催し、第1回は66人申し込み、42人が受検、第2回は16人申し込み、15人が受検であった。令和8年度は新たに歴史検定1級の実施を予定しており、これに伴い1級用の問題用紙の作成並びに教本及び周知用のチラシの印刷が新たに必要となることから、関係経費を増額計上している。検定合格者について、現時点では具体的な活動内容はないが、せっかく勉強していただいた方たちなので、地域の歴史を地域に広めていただくような役割を担っていただきたいと考えている。との答弁であった。

「塩の道公園管理費について、公園管理委託料の具体的な実施内容と回数は」との問いに、主に緑花木管理業務委託と木製遊具保守点検業務委託を実施している。緑花木管理業務委託については、年2回、夏季、冬季に実施しており、公園内の樹木の剪定、草刈り、施肥、除草剤散布等を行っている。木製遊具保守点検業務委託については、年1回、専門業者による非破壊検査を含む定期点検を実施している。点検結果については、修繕対応や安全管理のための資料として活用している。遊具の保守、非破壊検査、定期点検について来年度当初予算に計上しているのが1万2,100円、残りが全て樹木管理であり310万円程度で計上している。樹木伐採及び草刈り1回当たりおおよそ150万円となっている。との答弁であった。

自由討議。

塩の道公園について、剪定にお金がかかるのは重々把握しているが、1回150万円というのは高過ぎるのではないか。夏場は「蜂の巣があるので遊ばないでください」といった注意書きが貼ってあることもあるので、1回の予算を削って何回かに分けて管理をしたほうがいいと思う。巨木は高所作業車を使う兼ね合いでどうしても価格は上がってくるとは思うが、いづれにしても1回当たりの金額が高いと感じる。また、蓮池公園の予算は500万円計上されているが、市民から「草ぼうぼうなのにやっているの」という意見もいただく。塩の道公園も利用人数はあまり多くはないかと思うが、1回150万円かけるならプールサイドの管理や、プールの一斉清掃で業者に委託等に回せないのか疑問に感じた。

公共の発注なので、正当な利益が生まれる単価で発注する必要性もあると思う。行政の発注は地域振興というか、経済を潤す部分もある。「市役所の仕事をやったら会社が潰れた」というのはよろしくないで、そこを考慮する必要があると思う。

市内の草刈り、伐採について、トータルで一括の発注をかけるのはどうか。年間を通して草刈り、伐採を一社に一括発注できれば、それだけで商売も成り立つのではないか。緊急対応も含めてやってもらえればいいのではないか。

歴史検定のところで出た意見はもっともである。1級を取った方等を体験型観光のまち歩きイベントのインストラクターにするなど、連携を取っていただきたい。

まちづくりと生涯学習について、この二者は非常に関連している。今の歴史検定でもそうだが、ほかのまちづくりや観光等と連動させるというのはいいことだと思う。

生涯学習推進員の活動内容について、以前コミ協役員だったときに、生涯学習推進員が県上部から降りてきたと記憶している。その際、生涯学習推進員に何を求めているのかと聞いたら、コミ協委員として置き換えて考えてくれと言われたことがある。私のイメージでは、生涯学習推進員イコールコミ協の推進委員というイメージでずっと運用をしてきたが、なかなかこの辺ができていないのが実情である。また、コミュニティ協議会というのはまちづくり協議会という将来的なものを担って、一定金額を市から協議会に拠出し、健康づくり推進員に幾ら出す、道路の舗装についても一定額の予算の中から自分たちで優先順位を決めて補修する、という構想の研修を受けたことがある。将来的に、まちづくりは自分のところで自己決定していくということに進むということを考えていただきたい。

図書館。

主たる質疑。

「図書活動推進費について、電子書籍の利用状況は。ニーズがあるなら年間購入点数を増やす考えはあるか」との問いに、閲覧回数は令和7年4月から令和8年2月末現在で1万4,499回、実際に利用した人数は、1,505人となっている。よく利用する方たちの年代では、小学生が多く、次に40代、50代が高い割合となっている。電子書籍の貸出点数としては、令和7年4月から1月末で4,630点のうち、小学生が2,525点、40代が503点、50代が422点だった。図書館来館者は70代が多い状況だが、電子図書館は現役世代が多く利用している傾向が見られる。利用が多い時間は、正午から午後1時までが最も多く、次いで午前8時台が多い。平日のほうが土曜日、日曜日よりも多く利用される傾向にあり、図書館が休館日の月曜日にも一定の利用者がある。電子書籍のジャンルは、小説、子ども向けの歴史漫画、旅行ガイドなどが上位であり、映画やドラマ化されたものがよく借りられる傾向にある。電子書籍と紙の本の購入は、一体的に考えて予算の配分を行っている。電子書籍は、同じものを紙で購入する場合と比較すると、1つ当たりの単価が高い設定となっているため、多くの点数をそろえることができないという面がある。また、大型の本やビジュアル面も含めて楽しむ本などは、紙の本などでそろえる必要がある。また、図書館協議会や読書活動推進協議会の委員からも引き続き紙の本を購入してほしいという意見も出されており、当面は現在と同じ程度の予算の配分で、電子書籍の購入を行っていく。との答弁であった。

「電子図書購入に当たり、当該書籍は永久なのか、ライセンス契約で期限があるのか。また、デジタルの利用が社会的に進んで安くなる傾向にあるのか」との問いに、電子書籍購入に当たっては、3つの形がある。1つは買い切り型、2つ目に有期限、例えば1年、半年等期限が決まっているもの、3つ目に期限と閲覧回数が決まっているものである。買い切り型では、紙の書籍の4から5倍する電子書籍もある。さらに、読み聞かせパックといって通常は1人1冊の電子書籍しか読めないところ、学校の読み聞かせの授業や調べもの学習等で使用するために一つのコンテンツを30人、40人で閲覧できるコンテンツもある。現在、菊川市立図書館でよく入れているものは、有期型や回数型であり、買い取ってしまうと利用者が少ない場合無駄な費用を使ってしまうことになるが、買い切り型は点数を指標に挙げていることもあり、電子書籍の導入については、その点を留意している。電子化がもっと進んできた場合には、電子書籍が安価に市図書館側のほうへ提供できるのではないかという話を研修では聞いている。時代が過ぎてみないとどのくらい下がるかというのは分からないと思うが、将来的には価格が下がるものと見込んでいる。との答弁であった。

自由討議。

電子図書館の導入について、導入前に業者を呼んで講習を実施した。その際、答弁にあった休館日や夜間閉館した後でも閲覧できるという利点に加え、目の見えない方に向けて本文を読み上げる機能がついており、バリアフリー化が図られるという利点もあった。電子図書の購入に関しては、週刊誌や1か月単位で次の号が出る雑誌類は、更新時に最新号に切り替えるような形の購入の仕方があるという。小説でも10冊買ううちの2冊だけは永久のもので、あとは期限で切るような買い方をすれば、いろいろなニーズで購入が可能になるので、そういった特性をうまく利用して買い方も考えながら事業実施をしていただきたい。金額が高いという面もあるが、老眼で字を読むことが多くなると、デジタルだと画面を拡大して文字を大きくすることができるので、それはすごく便利である。また、活字離れというのは紙であろうがデジタルであろうが、紙で見ない人がデジタルで見るのだから離れていけないので、それもまた一助かと思う。

電子書籍の貸出件数4,630点中、2,525点が小学生で54.53%とかなり多いというのを感じた。小学生が活字に親しむ、読書に親しむという点でも電子書籍の利用推進は重要だと思う。また、電子図書館を見ると、中内田村議会議細則のような古い文献も閲覧が可能だった。自治体で作成し非売品になっているような小笠町史や菊川町史はなかったので、データ化して入れていただけるならありがたい。

以前高松に行った際に、古文書等を歴史的資料として保存するとすごく高いが、電子図書館のPDF化で安く仕上げて文書管理に役立てているという話もあった。図書館と文化財が共同してPDF保存できれば歴史的史料管理のデジタル化が安上がりに済む。

古い文書のアーカイブ化は歴史好きな方と協働してはどうか。募集をかけて、作業を民間やボランティアと連携していてもおもしろいのではないか。

空調について、袋井の図書館で空調が故障し、夏場にエアコンなしで過ごしたと聞いた。予防的に空調の修繕を行うことは重要だと思う。

以上です。

○副委員長（坪井仲治君） 報告が終わりました。

質疑はございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（坪井仲治君） では、質疑なしということで、以上で質疑を終了いたします。

進行を西下委員長にお返しいたします。

○委員長（西下敦基君） それでは、ただいまから委員間の自由討議を行います。ご意見のあ

る委員は、挙手の上、発言をお願いいたします。ということで、11番。

○11番（坪井仲治君） 11番です。建設経済部で中小企業、奨学金の返還支援事業費の補助金ということで、これ昨年の秋に始まったところで、まだ採用されたのが、実績がないんですけど、来年度こういうことをしっかりやっていただければ中小企業の優秀な人材を集めるということになりますので、皆さん、奨学金を借りて苦しい新生活をされている方が多いと思いますので、そういうところを、優秀な人材を引き止めるということで、戻すということで活用していただければいいかと思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。7番。

○7番（石井祐太君） 7番 石井です。学童の問題なんですけど、今、人口減少とか進む中で、やっぱり子どもの数を新しく増やすというのは難しいかと思うんですけど、待機児童みたいに、学童待機児童みたいなのが発生してしまっている場所もあるんで、この辺は何とか改善をしていってほしいなというふうに思います。

○委員長（西下敦基君） ほかに。奥野さん。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。特に、今回予算の特徴としては、国の方針を受けて小学校給食費の無償化とか、あるいは物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ですか、こういったことで今物価高、また今原油の高騰とかも不安でありますけども、そういう中でいろいろ商品券とか水道料金の減免とか、そういった対応をされているということで一定の評価はできますけれども、一方では、昨年、これは決まっていますけども、手数料、使用料の引上げによる負担増、国保税、後期高齢者保険料の引上げということもあって、また給食費についても、中学校については、今回見送られたという点で、ちょっとそういう点では、ちょっと残念な点もあるなと見ています。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見があれば。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。プレミアム商品券が今期発売されるわけなんですけども、それが9月ということで、ちょっと遅いなという感じがしますので、極力これを急がせてもらいたいなと思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見があれば。ちょっと自分から言わせていただきます。

令和8年度の当初予算編成に対して提言書を去年出していて、それから見ていくと、教育の

ほうだと、放課後児童クラブのトイレが少ないといったところは、北小のところは一応協議して、一応改善が図られたみたいなところだった。和式のトイレも、どこか学校が一応整備されたりとか、ただ、見ていくと、あと空き家バンクのことで、今回、空き家バンクに登録されたら一応補助がつくというような、そこら辺も一応、多少改善されたのかなというところもありまして、あと特産品のところだと、レモンとか栗が新しく入ってくると、あと動物愛護の関係では、これは今年から見直すという話があったので、ここら辺、一応市として、多少は改善ができたのかなと思いますので、まだ全然やっぱし変わらないというか、予算もかかったりすることもあります。そういったのは、引き続き、またこの予算で通すなり通さないなり、またあって、その後、また決算もありますので、こういったのは、また継続的に見ていっていただければなと思います。

以上です。

ほかにあれば、ご意見。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。一般会計で公債費が170億ぐらい現在あるわけですね。それで、令和7年度の借入れを起こした金利が2.5から3.5ぐらいになってきているんですね。

ですから、このことをやはり真剣に捉えなきゃいけないと、財政調整基金を本予算で4億ほど使っていますけども、やはりその適正な基金の残高というのがありまして、それに比べれば、今のところまだ多いんですね。

ですから、そういったところで早期償還をするということも、行政として考えるべきだと私は思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。11番。

○11番（坪井仲治君） この8年度当初予算ですけど、施政方針、市長から出ているわけですけど、これはしっかり投資をした予算編成になっているかと思います。

1点気になるのはプールのところなんですけど、民間の1社しかない、1つしかないんですけど、そこを利用するということなんですけど、そこはそこで利用する子どもたちもいますので、その子どもたちに影響を与えるような利用の仕方だとまずいと思いますので、そこをしっかりとすみ分けをして利用されたらいいかと思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） では、以上で自由討議を終わります。

それでは、採決を行います。議案第19号 令和8年度菊川市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（西下敦基君） 挙手多数。よって、議案第19号は原案のとおり可決するものと決定しました。

ただいまの審査の結果は、3月26日の本会議にて報告させていただきます。

なお、討論の通告締切りは、3月25日の正午となります。

これをもちまして一般会計予算決算委員会を閉じたいと思います。

坪井副委員長、閉会の挨拶をお願いいたします。

○副委員長（坪井仲治君） どうもお疲れさまでした。各分科会でしっかり審査をいただきました。その結果がこれだと思しますので、ぜひとも来年度に向けまして、皆さまよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議会事務局長（落合和之君） それでは、互礼をもって終了いたしますので、ご起立をお願いいたします。相互に礼。

閉会 午前11時20分